

平成27年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成27年3月10日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第4号 瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 瑞穂市建築物等に関するまちづくり条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第7号 公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第8号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第9号 瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第15号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第16号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第16 議案第19号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第20号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第21号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第22号 平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第23号 平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第24号 平成27年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第22 議案第25号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第26号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計予算

- 日程第26 議案第29号 平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第27 議案第30号 平成27年度瑞穂市水道事業会計予算
 日程第28 議案第31号 市道路線の認定について（その1）
 日程第29 議案第32号 市道路線の認定について（その2）
 日程第30 議案第33号 市道路線の認定について（その3）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
6番	棚橋	敏明	7番	広瀬武雄
8番	松野	藤四郎	9番	広瀬捨男
10番	古川	貴敏	11番	河村孝弘
12番	清水	治	13番	若井千尋
14番	若園	五朗	15番	広瀬時男
16番	小川	勝範	17番	星川睦枝
18番	藤橋	礼治		

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（2名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山	博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田	薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	渡辺	勇人	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野	清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	佐藤	雅人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

○議長（若園五朗君） おはようございます。

傍聴の皆様、大変お忙しいところ傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第3号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第1、議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） おはようございます。

議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてということで質疑をさせていただきます。

提案理由としてはこのように述べております。また、内容についてもそれぞれのこれからの法律が準備されていく法律の一部を改正していく中で、これからの地方行政教育制度の改革について、教育委員会制度の準備が始まるといったところで、本日は少しこの部分の中で確認をさせていただきたいと思います。

また、この説明資料の中における資料3の2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要といったところのこの部分について、少し内容の部分の条例とは違うんですが、これは本来、国の法律を改正していく段階において、責任の明確化されている新しい教育委員会制度の準備が始まっている。これは、国の法律が変わるということで、まず法律が変わることをいいか悪いか、ここを議論するのではなく、少し瑞穂市としてどのようなことを進めていくのかといったことを確認させていただきます。

この部分について、教育委員長と教育長を一本化することは、責任体制が明確化になるということでよいと私も考えます。しかし、教育の権限が政治的中立性・継続性、安定を損なうおそれがあるということを少し考えさせていただきます。

また、これまでの独立部局として、市が政治介入を妨げてきたというのか、少し政治的中立性をとっていたという形で教育は行われてきました。今後、総合教育会議を設置することによ

り、首長が招集することができ、教育行政の大綱の策定、教育の条件の整備など、重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等の緊急な場合を講ずべき処置が示されている。このことは本当にいいことだと思っております。

地方自治体の執行機関として、首長から独立した地位及び権限が設けられている。このような多元的な仕組みにより首長への権限の集中を防止し、中立的な行政運営が担保されていた。このことによっては、政治的傾向が首長の意見が強くなり過ぎるのではないかという問題も発生するのではないかなあということを懸念しております。この説明の中において、今まで教育の中で危機管理が迅速かつ対応ができていない、地域住民の民意が十分に反映されていないなどの課題があったというふうに、これは文部科学省においてもこんな言葉も出てきておるのが実態であります。この瑞穂市においてそのような実態がまずあったのか、懸念、課題がある部分について、どんな課題が瑞穂市として取り上げられ、今度の新しい改革に臨もうとしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） これは、条例の一部改正という形ではございますが、教育にかかわることですので、教育委員会のほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

今、御指摘あったように、この新しい教育委員会制度の改革については、これまで課題とされていたことは、ちょっと同じことの繰り返しになりますが、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいという指摘、それから教育委員会の審議が形骸化しているのではないかという問題、それからいじめ等の問題に対しても、必ずしも迅速に対応ができていないのではないかというのが、いろいろな他府県での事案も含めて指摘されました。また、地域住民の民意が十分に反映されていないのではないか。また、地方教育行政に問題がある場合には、国が最終的に責任を負うような体制を整える必要があると、こういった5点の教育委員会の課題という捉えが文部科学省のリーフレットにも示されております。

これについては、今回ポイントとして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することで責任の明確化を図るという内容がございますし、教育長のチェック機能の強化というような形で新教育長が教育委員会の審議を活性化するために、新教育長の判断による教育委員会の開催とか、そういったものも、いろいろな危機管理的な問題も含めて迅速に対応できるような体制になる、そういう制度でございます。

また、今、最初に述べられたように、これまで教育委員会は選挙管理委員会等と同じように、独立した委員会として政治的に中立であるということが担保されておりました。これについては、そこの合わせた形になるんですが、先ほど述べました教育委員会の課題として、地域住民の民意が十分に反映されていないという問題点については、地域の民意を代表する市長との連携を強化するというので、市民の民意を反映するという体制が改良された点でございます。

また、政治的中立性ということにかかわっては、今度新設される総合教育会議というものが、これまで特にこの瑞穂市においては穂積庁舎と巢南庁舎に分かれていたということで、日ごろ市長と教育長が連絡を密にするということが十分にできないような地理的な環境がございました。そういった中で、折々に市長・副市長と協議をしながら、教育委員会の事務を執行しておったんですが、これが定期的に総合教育会議を開くということで、市長とそれから教育長、教育委員を主なメンバーとして絶えず情報交換をしながら教育委員会としての事務を執行できるという体制が整ったことは、大変民意を十分に反映するために必要な内容だと思いますし、今般のいろいろな教育課題を対応するときに、首長の意向も反映できるというよい制度の部分はございます。

ただ、政治的中立性ということについては、やはりどこかの県の知事と教育長の意見がずれたというようなこともございましたけれども、そういったことが、首長が直接的にそこで判断をして教育委員会の事務について指示をするという形が仮に行われたとしたら、政治的中立性ということが疑われるところでございます。ただ、新しい教育委員会制度において、総合教育会議はあくまでも首長が招集をし、会議は原則公開ということでございますが、協議・調整事項は、教育行政の大綱を策定するという教育委員会の大きな方向性を総合教育会議で市長の権限として一つ策定をするというものはございますが、具体的な事務について指示をするとか、そういうことではございません。

また、教育の条件整備とか、重点的に講ずるべき施策ということを協議するというものになっておって、これは幼稚園とか小・中学校の施設整備とか、そういった内容になるかと思えますし、また児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずるべき措置について協議するとなっておりますので、いざ子供たちの健康的なもので心配がされるような場合、いじめのこと、それから通学路で事故が不幸にも発生したような場合の再発防止を行うための緊急な措置とか、限られた内容について、特に迅速に対応する必要があるようなことについて、首長と新教育長、それから教育委員と協議をするというようなことでございますので、あくまでも、これは議論をすることが可能になって、必要な内容も限られたものでございますので、そういったものは政治的中立性ということが担保されているという制度として、この総合教育会議を開催していくことが必要だと思っております。

これ、また、こういったものについては今後の総合教育会議を開催する中で、この法にのって公正に執行していくということをこれから十分に準備していく必要があると考えております。

質問に答えられたかどうかわかりませんが、以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 今、教育長が言われたように、今後の教育委員会制度が変わっていくことは十分わかりましたが、今、私がお聞きしたのはこれまでの課題、よく出てくるのは、教育委員会がそれぞれの教育委員会事務局がつくった問題に対して追認をされていていっているような会議であった。この問題・課題の中においても、教育委員会の審議が形骸化しているというようなことも書かれております。中には、そのような追認行為をしていた教育委員会があったんだというような言われ方も問題点の中にあつたので、そのような問題は、瑞穂市の中においては教育委員会の中で話し合われたのか。もしくは、問題として、この教育委員会制度についてはどのような課題であり問題があつたのか、話し合われたのか、そこを確認させてください。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今の御指摘の教育委員会の会議そのものが形骸化していないか、またいろいろなものの追認になってはいないかといった指摘でございますけれども、私ども瑞穂市の教育委員会としても、そのことは大きな課題であるというふうに思っております。

これまでどうしても会議という形で、そしてまた専決をして、後に承認をいただくような場面が多々ございました。これについてはこの7年、私は今2期目の3年目でございますけれども、この間に現在の教育委員長もそのことは大きな課題だと捉えておまして、まず1つ改善をしようとして動いている内容は、そういった承認といった、後で事務局が先走するようなことがないように、先に先に議題として提案をするように心がけるように、また委員長からもそれを求められて改善を図ってまいりました。

また、どうしても教育委員会という市役所内での会議に終始をしては、やはり現場と遊離をするというようなこともございまして、教育委員会の開催ごとにいろいろな施設とか、校長先生、保育所長さんと懇談をするような、現場で会議を行うような形もここ数年改善を図ってきているところです。

ただ、いろいろなものについては、会議それ以外の場で教育委員さんの生の、議題ではないところの御意見も十分に伺って、教育委員会としての事務を執行していく必要は多分でございますので、今後、総合教育会議という形も大変有効に働くかと思ひますし、要はいろいろな議決をしていく、承認をしていくという会議ではなくて、ふだんの日常的な教育の課題についても、話題にできるような体制をさらに整えていく必要があるかと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 今までやっていたことは、瑞穂市の教育としてはしっかり行ってきたんではないかなというふうに私は考えておりますが、この教育改革について、今後さらに法律の改正をしていかなければならないというふうに思っておりますが、27年度4月よりこの法律を施行していかなければならないというふうにありますが、今後どのような改革が必要であるの

か、企画部長としてはどのようなお考えを持っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員の、教育委員会は独立した部署である、執行機関であるということで、瑞穂市がそのあたりをどのように考えているのかという御質問だったと思いますが、お答えをさせていただきます。

今回の一部改正、法律改正されました地方教育行政の組織と運営に関する法律は、御存じのとおり4月1日から施行されることとなりますので、関連条例の改正はしていかなければなりません。

御質問の、首長の意見が教育委員会の独立を脅かすようなものにはならないかという点でございますが、この地方教育行政の組織運営に関する法律第1条の3には、地方公共団体の長は、教育・学術及び文化の振興に関して総合的な大綱を定めるとあります。その第1条の4項には、教育委員会は今後も引き続き独立した執行機関であることに変わりはなく、教育委員会の所管事務については、みずからの権限と責任において管理・執行すべきであるというふうにもうたっております。そのようなことから、瑞穂市では、仮にこの総合教育会議においても首長と教育委員会との意見が食い違うことがあったとしても、仮にそれを脅かすようなものではないというふうに考えています。

そのような改正の趣旨を踏まえ、地方自治法第180条の2に規定する教育委員会への委任事務、補助執行の規定により、教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する教育大綱の策定につきましては事務委任とし、教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4項に規定する総合教育会議は補助執行とするというふうに一応内部で決めております。委任とは違い、事務の権限は市長部局に残ることになりますが、どちらにしても教育大綱については教育委員会が今までどおり独立したような立場で運営していくということになりますので、教育委員会が独立した執行機関であるということを首長の政治的中立を担保していくことができるというふうに考えていますので、よろしくお伺いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 先日の勉強会、説明会においては、この部分のところについては市長、首長の権限が増してくるような説明でありましたので、中立性を担保していくことがもっと必要ではないのかということを質問させていただきました。

なので、今回もきちっと、この中立性であるということを担保しながら考えていかなければ、首長の権限、新教育長の任期が短い、その部分においても新教育長としての権限がやはり弱まっていく部分が多く見えるのではないかなあ、その部分について、またこの瑞穂市の教育につ

いては力を入れていくということでありますので、総合教育の政治行政介入はやはり好ましくない。今の教育長、もしくは企画部長のお話の中においても中立性ということを十分言われておりますので、この介入は好ましくない、中立にするべきだというふうに考えておりますので、市長として教育委員会との決まりを今後どのように行っていくのか、お話をいただきたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） このたび国のほうにおきまして、大きな教育の関係の教育委員会の改正でございます。抜本的な改正をされるわけでございます。

それぞれ教育長、各部長からも述べさせていただいております。いずれにしても、市長と教育長の連携強化を図る、そういった中におきまして、政治的中立性をこれだけはしっかり担保する、こういうところで今度の制度におきまして、よりよい瑞穂市の教育行政に取り組んでまいりたい、このように思っておりますのでございます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 早急にしなければならないというふうに私は考えております。27年度4月よりということですので、今の教育長の任期中はということ、以前のままとということになりますが、以前のままとということも任期ということになれば難しい問題が早急に発生するのではないかなというふうに考えておりますので、ここの部分については早急に明確化するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 庄田議員の今の、早急に明確化するというお話の内容だったですね。

現実に企画部長も答えていますように4月1日から法律が変わりまして、この法律の中身も見えておりますと、総合教育会議の招集権者は市長になっておるわけですね。そういったことから、当然メンバーは地方公共団体の長、教育委員会なんです、招集権者は市長ということでもありますので、そのビジョンですかね、そういったものを明確にしていくということは当然要求されるころだと思っております。

先ほど市長が御答弁されましたように、中立性を担保しながら、そして今教育長が述べられたような不備のある部分については、いかようにクリアしていくかということが当市におかれた命題だというふうに思っておりますが、4月1日を目前にしておりますので、そういった点については速やかな体制を整えべく、既にはや準備に入っているという認識でおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 明確化している認識でおるということでよろしいでしょうか。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） そのとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） さまざまな資料をまた読み解きますと、市長の権限について、その部分についてはかなりの規制があります。その部分についてしっかりと明確化しながら、今後の子供たちの安定教育のためにしっかりとした瑞穂市の教育行政を継続的に、安定的に行っていただきたい。また、この新制度改革についてもよりよい改革となるよう、また瑞穂市の今までのよかった点、郷土に合った教育というものがきつとあったと思います。その中においても、しっかりとした教育、また今後においても継続できるような安定教育を望んでいきたいと思しますので、お願いをしていきたいと思します。終わります。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これが今度の条例の根幹になっておりますので、今、庄田議員が言われたように、この法律の問題点をどういうふうにまず捉えておくか、このことが基本的に重要だと思います。個々の質問の内容については重複する部分もありますけれども、基本的なスタンスは私は逆です。

先ほど執行部の答弁の中で、政治的中立性が担保されている、さらには今までどおり教育委員会が独立してやっていける、こういう答弁がありましたけれども、やはり基本的な問題としては教育の政治権力からの独立という立場と、あるいは教育の継続性・安定性ということが大事になってくると思します。

それで、これをどう捉えるかということを考えるために、全国連合小学校長会、それから全日本中学校長会というのが平成26年4月25日に下村大臣宛てに要望書を出しております。その中でも、ちょっとこれ、読ませていただきますけれども、政治的中立性を確保すること。まず1つ、教育は人格の完成を目指して行われるものであり、その内容は公正・中立であることが極めて重要です。教育行政の執行に当たっては、個人的な価値判断や特定の主義・主張に影響を受けることなく、誰が見ても公正・中立であることを担保する制度にしなくてはなりません。そのためには合議制により、教育方針や施策等が決定される制度が有効だと考えています。新たに設置される総合教育会議の権限と決定システムについて具体的に示すとともに、首長の個人的な思想・心情により教育施策がゆがめられることがないよう歯どめをかける制度の検討をお願いしたいということをおっしゃっております。

2点目は、教育の継続性を確保することということで、教育は子供たちの健全な成長のため、一貫した教育方針のもと継続的・安定的に行われなくてはなりません。そのため、校長の学校経営の方針転換については慎重に行う必要があります。

また、教育行政の方針が安定することで、学校現場では子供たちに継続的な教育を行うことが可能になり、教育効果も高まります。そのためには、中・長期的視点で教育方針や施策等の計画を立て、首長の交代等により急激に教育施策の転換が起こらないように歯どめをかけることが必要です。新教育長は教育行政を執行し、継続性を担保するための重要なポストになります。短期間で新教育長が交代する事態は、教育の継続性を損なうことになりかねません。新教育長の任期を3年とすることについて、慎重な検討をお願いしたい。

こういう要望書が出ておるわけですがけれども、これで明らかなように、新法では教育長は3年ですよね。それから、教育委員は4年なんです。これについてもなぜかということ、この立法趣旨はどこにあるかということ、をきちんと受けとめていただかなきゃいけないと思うんです。この見解を聞きたいと思う。私がいろいろ読んで思うのは、本来任期は今までずっと4年ですから、議員にしても首長にしても、教育委員も4年、教育長も4年、それを3年にするというは、どういうことかということ、1人の教育長の任期期間中に、もう1回教育長を任命することができるんです。そういう制度を導入したんです。だから、そのことをどう考えるかということなの。その点について、一つ見解をお聞きしたいと思うね。

それから、日本教育法学会というところが2014年5月11日に撤回、廃案を求める声明を出しております。それを簡単に、地方教育行政法の改正案のみについて見てみますと、第1に、地方公共団体の首長に教育長の任命権と、いわゆる教育大綱の策定権を与えることで首長主導型の地方教育行政制度を構築し、さらに総合教育会議での協議・調整を通じて、教育長による教育事務の管理・執行に対して首長が常時影響力を行使できるようにするものである。教育行政を一般行政から分離し、地方教育行政を教育委員会に委ねることで、首長による教育への政治的支配介入を抑制してきた現行制度を根本的に否定するものである。

第2に、形式的には教育委員会を存置するものの、現行法に定められている教育長任命権や教育長に対する指揮・監督権を教育委員会から剥奪し、教育委員会の有名無実化を狙うものである。これは、首長から独立した合議制の行政委員会である教育委員会制度を否定し、首長主導の教育長独任制化に道を開くものである。

第3に、地方公共団体の上記教育大綱の策定と、その策定に当たって国の教育振興基本計画を参酌するよう義務づけている。新教育基本法でさえ、地方公共団体の教育振興基本計画策定は努力義務にとどまっていたが、これを義務化することで地方公共団体の教育行政を国の教育振興基本計画の枠内に取り込もうとするものである。

こういうことが日本教育法学会で声明が出されております。もっと言いますと、教育委員会

制度改革に関する意見書というのが2014年4月18日、これ、日本弁護士連合会が出しております。

いろいろ教育改革、私に言わせれば改悪なんですけれども、この改革なるものの理由に、先ほど来言われておりますけれども、責任の所在の不明確さであるとか、危機管理能力の不足について、こういう問題についても日弁連は、全くその立法事実に対する検証がなされていないと。要するに、この教育改悪自体が極めて第2次安倍政権の教育の改変を狙う大きな国家的な意図を持った中教審に対する働きかけにしてみても、そういうことが基本になっております。

中教審の中で出されたアンケート結果を見ても、全国の市区町村長や教育長等に行っておるんですけれども、これは、中央教育審議会の第30回の教育制度分科会で資料4として平成25年8月22日に出されておりますけれども、賛成と答えた長は11%、反対と答えた長は58%に上っている。中央教育審議会の中でとったアンケートですら58%もの現場の反対の声があったということなんです。

日弁連のやつをもっと細かく読めば、その問題点がいろいろ指摘できるわけなんですけれども、やはりこの問題は、ここに書いているような教育委員長と教育長が存在して、そのどちらが責任者かわかりにくかったから、だからわかりやすいように教育委員長をやめて教育長をつくったんやというふうなことで俗論的に言われておりますけれども、全然俗論じゃないですね。中央教育審議会から、いろんな諮問機関等々の議論の内容を見ると、先ほど申しましたように、まさに第2次安倍内閣の愛国心教育とか全国学力テスト、そしてそれを校長に公表させるというような流れを全国的につくっていくというふうなことでしかない。ですから、さっきの大綱を首長が策定することにより、地方公共団体としての教育政策の方向性を明確にしなくてはならんという一般論ですね。

で、この問題を捉えていると大変なことになるというふうに思うわけなんですけれども、とりあえず執行部の基本的な見解と、それから1つ例を挙げましたけれども、教育の継続性・安定性という観点から考えたときに、教育長が3年で教育委員会は4年というふうなこと自体、誰でも見て、あれ何でやろうなと思うようなことなんじゃないですかね。そのことが中央教育審議会だとか国会で簡単に楽々とわずかな期間で通ってしまうというようなこと自体が極めて怖い社会状況になっているんじゃないかというふうに私は思います。

答弁を受けて、また再質問をさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 引き続き教育委員会の話題ですので、教育長がまず答弁したいと思います。

今、おっしゃっていただいた任期3年という具体的な問題点でございますけれども、これは中央教育審議会の委員が、教育委員会を代表する人間が何人いたかということにもあると思う

んですが、中央教育審議会の議論の中では、教育委員会制度を廃止するといった内容も当初ございまして、そこで教育委員会が存続する方向で落ちついたというのは今回の案だろうというふうに理解をしております。

そこで、新教育長の任期を3年としたことについての文部科学省の見解としては、地方公共団体の長の任期4年よりも1年短くすることで、地方公共団体の長の任期中、少なくとも1回はみずからが教育長を任命できるといった、これまで首長と教育長のなかなか意見が合わないような事例がいろんな事案で出ておりますが、そういった民意を代表する首長の思いというのが大変重要という位置づけの中で、首長が新教育長を任命することができるということに1つポイントがあったようです。

また2つ目に、教育長の権限が大変大きくなるということ踏まえて、委員よりも任期を短くすることで新教育長のチェック体制を整えるという内容もあったように思います。このチェック機能は教育委員によるチェック機能でもあり、また議会同意によるチェック機能ということも考えられますので、3年に1回、その教育長の評価を議会ですていただくということで、首長が3年に1回新教育長を任命するということは、イコール議会の同意を必要としておりますので、議員の皆様の教育長、教育委員会の事務についての評価というものも3年に1回ということで、これは首長だけではなくて議会、それこそ新しい教育長の事務について、より短いスパンで評価をしていただくという制度が整ったという位置づけもございまして。

また、3年が大変短いと。教育の継続性というようなことを考えたときにという懸念につきましては、3年ごとに教育長がかわれば、それこそ、いろいろ教育の内容が大きく左右されることも懸念されるということは指摘のとおりでございます。

また、大きく2点目の教育大綱についての内容でございますけれども、さまざまな学会等でそういった指摘があるというふうに今御紹介いただきましたが、あくまでも総合教育会議では、その大綱の策定とともに、いろいろな内容を協議・調整するといった内容でございますので、先ほども紹介したようないじめの問題とか、交通事故で道路を整備するようなこととか、そういった緊急を要するものも含めて、まず調整するということは、地方公共団体の長、首長の権限に属する事務と、私ども教育委員会の事務との調和を図るという意味で調整をするという文言になっておりますし、協議については、さまざまな事案について自由闊達に意見交換ができるということでございますが、それが教育委員会の事務について指示・命令するということではございません。

また、政治的な中立性の要請が高いような事項につきましては、例えば教科書の採択とか、それから教職員の人事とか、そういったことについて協議すべきではないというようなことは文部科学省の局長通知にも示されてございまして、そういったことは話題にしないということは、首長にも考えていただくということでお願いをしたいと思っております。

いろいろ首長の権限が強化されるのではないかと、また教育長の任期が短過ぎて教育が非常に不安定になるのではないかというのは、各小学校長会・中学校長会等々の指摘の中にもあるように懸念されるところではございますけれども、教育長の事務執行については、首長の思いだけではなくて、議会にもお諮りする話でございますので、そこら辺で瑞穂市の教育を守る形で議論をしていただくことが必要かと思えます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） いろいろ教育の中立性・独立性を担保するための努力については考えておられると思うんですけども、今度の一部改正案の内容自体をやはり読んでみますと、普通の我々一般人の常識で読んでいきますと、第1条の3でいきなり大綱の特定等から始まるんですね。地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするということで、文章がただだと並ぶんですけども、ちゃんとこれは、きちっと論理的にはまっておるんですね。ちなみに、この教育基本法第17条第1項に規定するとありますから、じゃあこれはどういう案文であるかということを見てみますと、第17条は教育振興基本計画ということが書かれていますね。政府はなんですね、主語が。政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに公表しなければならない。で、2項で、地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないということが書かれておるんですけども、それが教育基本法第17条第1項に規定する内容ですね。

この基本的な方針を参酌して、地方公共団体の長が総合的な施策の大綱を定めるものとするということで、教育委員会はその大綱に基本的には従ってやっていくという流れが出てくると思うんですね。そうすると、結果的にその状態を見てみると、結局国家と結びつけたんですね。国家に結びつける、それを担保する条文を背景に据えたというふうになるわけなんですね。ですから、私から見方からすると、とてもじゃないけれども教育委員会が今までどおり、いわゆる行政委員会としての中立性を担保してやっていくものとは中身がずうっと違ってくる。僕に言わせれば、それを一般の人をごまかすために、要するに教育長と教育委員会と言ったってわかりづらいですよ。どっちや何やらよくわからんでしょうと。だから、わかるように統一しましょうよということなんですけれども、今は、もうインターネットでは新しい条文しかありませんので、基本六法の古いやつの条文を見てみたんですけど、そういう言い方はちょっと違うんじゃないかと思うんですね。

例えば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育委員会の委員長となると、例えば12条で、委員長は教育委員会の会議を主催し、教育委員会を代表するという一方で、教育委員会委員長の位置を明確に規定をしております。そして、13条では教育委員会の会議は委員長が招集するという一方で、会議の招集権者が誰であるかも明確に規定をしております。

で、例えば17条であれば、教育長の職務も明確に規定をされております。教育長は、教育委員会の指揮・監督のもとに教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどるというような規定が書かれております。

23条には教育委員会の職務権限が1から19まで書かれておりますけれども、このように、要するに教育長と教育委員長とかがわかりづらいからということ根拠にして、先ほど来述べているような教育委員会の改変を行うということは、日弁連に言わせると立法事実を検証していない、甚だしいということが言われておるわけですね。ですから、まず基本的にはそういう国家の基本的な考え方、環境づくりというものを踏まえて地方における教育行政を位置づけていくのであれば、それこそ極端なことを言えば戦前回帰の教育、今もう既に道徳教育、愛国心教育、子供に愛国心とは何かということを理念で教えちゃう。自分のふるさとで遊んで、経験を身につけていく、そういう祖国を思う気持ち、ふるさとを思う気持ちではなくて、国家の想定をした理念、愛国心を上から抑えつけていくというようなことに結局乗せられて、流されて、結果的に教育の自主性、子供たちの成長していく権利というものを侵害しかねない事態が来るんじゃないかということ非常に危惧しておるわけでありまして。

ですから、その国家の流れと、それから地方行政でそういう懸念を払拭できるような手だて、そういうものについて、どこまでできるかということについてやはり検討をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 西岡議員の御意見は重々承りましたが、大綱の策定について、これまで教育振興基本計画の策定に関しては、今おっしゃっていただいたように、県としては教育振興計画を策定しました。また、この瑞穂市は教育振興計画を策定するという形ではなくて、これまでの方針と重点ということで、いろいろな教育の中身については明確にして各学校での教育に生かす、また評価をするというようなことに努めてきたところですが、今回は大綱を定めるというような形になりましたので、具体的に瑞穂市版の大綱をつくる必要はあるかと思いません。

また、これについて、首長が大綱を定めるといったことについては、庄田議員のところでもお話ししましたように、やはり教育委員会が非常に閉鎖的であるとか、非常によくわからないといったような課題のことにかかわって、また首長を民意の代表者として、民意をこういった教育振興計画ですね、今回は大綱ということになりますが、その大綱を首長の意見も十分に反

映できるような体制を整えるということは、国がそうであるかないかは別にして、瑞穂市として1つの大きな教育内容をより民意の反映したものにするという点ではよさがあるのではないかなあと考えております。

また、旧の地教行法の紹介もいただきましたが、新しいこの一部改正のほうでは、新教育長の職務について、法13条第1項で、教育委員会の会務を総理するというような形で教育委員長の職務にかかわるこれまでの中身も含めた責任体制というように明記されておりますので、またその点については、これから実際そういう制度がこの瑞穂市でも行う必要がある、その段階では、新教育長としての職務はこれまでの委員長の職務を含めた形でやっていくことになるかと思っております。

さまざま国で議論が行われたことについて、心配な御意見も今出させていただいておるわけですが、この瑞穂市におきましては、首長と教育委員会がより手を携えて教育行政が行われるように努めていく必要があるかと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 繰り返しになりますので、最後にとりわけ強調しておきたいんですけども、やっぱり大綱にしても、いろんな協議をするから変な方向に行くようなことは心配しなくてもいいというようなことも中にはあろうかと思うんですけども、現実的に日本共産党の宮元議員が国会で下村文科相に質問をしております。どういうことかといいますと、愛国心教育を推進するというふうな教育の内容に踏み込んだことを書き込めるんじゃないかということに対する答弁なんですけど、こう言っております。教育内容にかかわる事項を記載することが妨げられるものではないということを言っております。それを順番に敷衍していきますと、教科書採択や学力テストの結果の公表など、教育委員会の権限である事項について、教育委員会の同意がなくても首長が勝手に大綱に書き込めるようになる可能性を、きちっと大臣の答弁そのものの中から明らかにしたということではないかというふうに思っております。

確かに教育長がおっしゃるように、首長は民意を代弁するものであります。と同時に、一方では政治権力なんですね。だから、もうプロの皆さんに言う必要はないわけですけども、やはり戦前の天皇制教育だとか国家教育、愛国心教育、そういうものから歴史的に絶縁をしていくということで、教育の中立性というものは、殊のほか、教育は国家100年の計と言われるぐらい重要なものですから、そういう総括をして教育委員会制度を戦後出発されていっていますね。ですから、その中で守らなければならないものはいっぱいあると。教育の自主性、自立性、そのことをぜひ心に刻んで、今後の具体的な現場でのよりよい方向性について努力をしていただきたいということを最後に申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番 くまがいさちこです。

予定はしていなかったんですが、議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

教育長と教育委員長を一本化するという議案について用意はしていなかったんですが、ただいまお二方の議員の総括質疑を聞いていて、一見同じ、教育の中立性を損なっていくのではないかと。しかし、お立場は西岡議員も冒頭言われたように全く違うわけですね。その両方の違う立場から言葉としては同じ質疑がされましたので、ちょっと私も質疑をしたい。

と申しますのは、けさの新聞に瑞穂市長選3選出馬を正式表明とございまして、中に教育に関することが書いてございます。これはきのうですかね、立候補の意向を正式表明したと。昨日の会見で、堀市長が子供たちの健全育成に取り組むと述べ、教育や子育て支援に力を入れる方針を示したということが書かれてございました。お読みになった方も見えると思います。

私は議員になって今11年目ですが、たびたびふだんも、それから選挙のときも、瑞穂市の教育が政治的に中立ではない、政治的に利用されているのではないかということはずうっと発言してまいりました。つまり、政治的に利用するのは政治家ですよ。政治家というのは議員、または首長ですよ。で、どちらかに利用されているのではないか、癒着という言葉も使ってまいりましたが、癒着しているのではないかは私の今までの発言、書いたものを読んでいただければわかるとおりでございます。

で、これを見ますと、今度はその反対の立場が引っ張れるぞみたいなふうにどうしても見えてしまう、聞こえてしまうわけです。その辺を3選になった場合、ほぼ1カ月後ですが、教育の政治的中立が今度はこっちがとるぞみたいな、そういうことはあってはならないので、どういう意味合いでこういう発言をなさったのか、お聞きしておきたいと思います。市長に御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） えらい質問が出てまいりましたので、お答えをさせていただきます。

いずれにしても一番大事なことは、次の時代を担う子供たちが本当に心豊かにたくましく育てほしい、これが私の願いでございます。ですから、この教育分野、子育ての分野にしっかり力を入れたい、健全育成に力を入れたい、こういうことを申し上げまして、健全育成で、やはりそのための施策をしっかり取り組んでいきたいということを申し上げたところでございますので、そこまでにとどめさせていただきます。よろしくお申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ただいまの総括質疑につきましては、私もここでとどめますが、この後、新年度予算のところ、かねてより私が課題・問題を提起しております青少年育成推進員が余りにも偏っていたということが、新年度どのように、この事業が政治的中立を排除するように具体的に改革されていくのかというのを、新年度予算の事業のところ、質疑申し上げる予定でございますので、具体的にはそちらに持っていきたいと思います。以上で終わります。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第4号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第2、議案第4号瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第5号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第3、議案第5号瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第6号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第4、議案第6号瑞穂市建築物等に関するまちづくり条例を廃止する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第7号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第5、議案第7号公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第8号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第6、議案第8号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第9号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第7、議案第9号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番 くまがいさちこです。

議案第9号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、総括質疑をさせていただきます。

傍聴者の皆様は資料がなくて大変申しわけございませんが、執行部からの提案の資料9を見

ますと、非常に戸惑う改正がございます。第2条の2の(3)、現状では「募集する人数」となっておりますが、これが改正案では「募集をする人数」と「を」を入れるという改正案で、以後、この項目に関する関係のところが出てまいります。この「募集する人数」と「募集をする人数」は改正が必要なほど重大なことなのか、非常に頭が混乱いたします。まずどう違うのか、どのように違うという意味で提案されているのかということをお聞きしたいと思っております。以上であとは自席でお願いします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員の御質問の第2条第2項の3号にあります「募集する人数」を「募集をする人数」というふうに改正するものということで、本当に戸惑ってしまうような改正で申しわけなく思っておりますが、こちらにつきましても、国のほうの法律の改正から県を通じて通知が来ておりまして、県のほうにも確認をいたしました。

もともとの現在の条例の中の、例えば第2条3項にも7項にも「募集をする人数」というような表現が入っているため、文言の整理もあると思えますし、より明確にするというようなことで県のほうからも御回答いただいておりますので、その旨よろしくお聞きしたいということと、改正に当たっては文言整理ということで、大意はないというふうに、深い意味はないということも聞いておりますので、よろしくお聞きをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 単なる文言整理、国からそれは示されたので、合わせた形としての文言整理で大意はないということですね。今まで文言整理の条例改正っていっぱいありますよね。それは本当に必要だったと思うんですね。どうしても文言整理をして改正しなければならぬ場合も多々ございました。それについて何か申し上げたことはございませんが、この「を」が必要かどうかまで国・県の言うことに従ったということは不安を覚えます。

ちょっとネット検索いたしますと、この「を」が入っているか入っていないか、ネットの先に出るほうですね。上のほうに出ているのを見てみましたら、「を」が入っていないほうが多いんですね。ただし、これは今出ているものなので、これが3月議会でどの市町も「を」を入れるという提案がされると思いませんか。ちょっとそこをお聞きしたいんですが、つまりどのまちもこのように大意がない「を」1つで変えるんでしょうかね。変えなきゃいけないんでしょうかね。その辺の御認識をお聞きしたいです。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 今回の改正は、くまがい議員の御指摘もありますが、ここの部分だけではなく、全体的な見直しというか、より明確にしたという観点から「募集をする」ということで、他の市町も改正はあるというふうに認識はしております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 私はここだけお聞きしていますので、もう一回お聞きしますが、ほかの市町、「を」を入れていなかったところも、この点についてすべからく条例改正されるとお考えですか。必要だとお考えですか。ここの部分だけお聞きしていますので。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 私のほうから説明させていただきます。

今回のこの条例改正については、県を通じて国の国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が改正されたということで、この法律に基づいて県を通じて来ておりまして、この部分だけではないですけれども、この「を」を加えたことは、他の条文にも同様の表記がされていますので、そことの整合性をとったものと推測するところでございますが、現に広域連合のほうも既に議会は終わっておりますけれども、広域連合についてもやはりこれに準ずる、基づいて改正をしております。

既に、官報を見てみますと、国家公務員退職手当の一部を改正する法律においても、「すべて」という平仮名をわざわざ漢字に直しております。「全」という字に。法律ですらそういうこともございますので、今回もそういった文言の整理を、整合を図るということで手直しをされたんだなあというふうに私たちは解釈をしておるところでございますが、この「を」を加えることによって、後に出てくる文言との整合を図っているものだと解釈をしておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 調べたところによると、「募集をする人数」と書かないで「応募する人数」というふうに表記しているところもあつたりしますが、「を」なしのところは本巢市とか秋田市とか、そのほか細かいまちがいっばい出てきます。「を」をもともと入れてあるところは美濃加茂市とかいろいろ出てきますが、後から調べなきゃわかりませんが、軒並みほかの他市町がこの「を」を国・県に倣って入れるかどうか、非常に興味があります。

ということは、最初に申し上げましたが、何でもかんでも国や県の指導どおり大意のないことまで、市の姿勢がないということには大変不安を覚えますということだけ御指摘申し上げて終わります。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。再開は10時30分です。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時32分

○議長（若園五郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第10号について（質疑）

○議長（若園五郎君） 日程第8、議案第10号瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第11号について（質疑）

○議長（若園五郎君） 日程第9、議案第11号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第12号について（質疑）

○議長（若園五郎君） 日程第10、議案第12号瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議長さんよりお許しいただきましたので、議案第12号瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

これは、子ども・子育て支援法の施行に伴って幼稚園の保育料が変更になるわけですが、今までは、現在は3歳は幾ら、4歳が幾ら、5歳と年齢別になっていたのが、子ども・子育て支援法の第27条によって、今度は所得割の関係で保育料を徴収するという条例になっております。

これによりますと、例えば市民税ですと所得割の税額、階層があるわけですが、7万7,100円以下の方については、27年度は7,500円が28年度以降は7,500円と、これはこのままの数字でいくわけですが、そういった所得割の関係ですね。これは国の指示に従って、多分来ていると思いますけれども、この区割りにした場合に階層が5つあるわけですが、これにどのくらいの子供たちが該当するのか。それから、これによって御父兄の負担額はどうなるのかということですね。

といいますと、平成26年度の幼稚園の保育料が年度当初1,720万となっておりますけれども、平成27年度の状況を見ますと、今度は教育使用料になっていくんですけれども1,990万となっております。そうすると200何万がふえているわけですが、これは保護者に負担増となっているのか、そこら辺についてまずお尋ねします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをいたします。

今回、幼稚園、保育園については、今まで根拠がなく、歳児別で保育料を定めていましたが、今回、子ども・子育て支援法の関係で市町村民税所得割課税額で分けられることになりました。

それで、ただいまの御質問ですが、今のお子さんたちが、28年度以降については5つの階層ですが、27年度は急激に利用料金を上げるということはできませんので、4つの階層ということで緩和措置しております。

それともう1つは、27年度からは幼稚園では年少、3歳児から小学校3年生までの範囲内に児童が2人いる場合、最年長の児童を第1子、その下の児童を第2子とカウントすると。第1子については全額負担ですが、第2子は2分の1負担、それから第3子以降については無料化ということで進めてまいります。

その関係で、26年度の在籍する園児で試算してみますと、2月1日現在で225名在籍しております。それで、今の第2子、2分の1、第3子以降無料というのを当てはめると、一応27年度については、26年度の決算見込みが1,998万、大体2,000万近くになりますが、その250万ほど減額という計算が出ております。以上で回答といたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 27年度の予算は1,900何万だけれども、これから200何万減るといふことですか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） そのとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） この所得割の税額の出し方は、収入から控除を引いて、それに対する市民税6%を掛けて均等割3,500円になるわけですね。

そういう計算で所得割額の税額が多分出ておるんですけども、今まで、例えば3歳児ですと8,500円納めていましたね。5歳児ですと6,500円。これが例えば所得割、新しい計算方法になりますと、保育料が8,500円とか7,500円、1,200円となっていくわけですけども、保護者に対しては負担増になっていくのか、マイナスになるのか。

それから、この条例が通れば4月から適用されるんですが、これは26年度の所得で計算するのか、25年度でやるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 市町村民税所得税課税額ということで、今までは何歳は幾らでしたけれども、実際の所得を調べてということになりますと、今の試算は3歳、4歳、5歳がどれだけいてという計算しかできませんが、27年度以降に所得を見に行くということですので、市町村民所得税ということになりますと、国税のほうの所得の1年ごとということになりますので、1年後の所得を見に行くということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） それは26年度の所得で計算されるということだね、27年度の保育料は、そういうことでしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 所得税でもって市町村民税が課税されますので、この場合は26年の市町村民税ですね。これで掛けられます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） この改正については4月から適用になりますが、保護者の方には何らかのお話はされているのか、これからされるのか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 入園説明会等においては、使用料が変わるという説明がしてありまして、正式に決まった後については、各保護者に説明するというところで今準備を進めております。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第13号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第11、議案第13号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第14号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第12、議案第14号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第15号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第13、議案第15号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第16号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第14、議案第16号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第18号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第15、議案第18号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

26年度の補正予算について、若干質問をいたします。

補正予算書の38ページですね。農業振興費の中で6次産業化ネットワーク交付金210万、6次産業というのは国の事業並びに県の事業かと思いますが、なぜ県も国も6次産業を指導しておるのに、210万当初の予算に組まれて今減額ということは、これやれなかったんでしょう。なぜやれなかったか、理由を弘岡部長にちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 小川議員の御質問にお答えさせていただきます。

今議員の言われたとおりなんでございますが、6次産業化ネットワーク活動推進補助金ということで、これはソフト的なものでございます。

それで、予算で計上していた210万に関しましては、市内の農業生産法人が出されたものでございまして、その内容は新商品の開発、販路開拓の取り組みに乗っかってのものでございました。それで、この全額210万円減額した内容に関しましては、その申請者が取り下げをされたというものでございます。農業生産法人の中で、自分のところの業務で前にいろいろの開発をしてみえておった商品が、生産取引がその前の商品が急増したことによって、新商品の開発をするための人材の確保とか、そちらのほうが難しくなったということでの申請者からの取り下げというものでございました。

これの申請のときには、その前に行う認定を、6次産業化・地産地消法というものの総合化事業計画というものを提出しなければなりません。その中で、変更という形でその申請が取り下げられたことによって、まだこの交付金のメニューに対しての申請はされておられませんでした。

ということで、その事業者が早い時期に総合化事業計画が変更の取り下げをされたということで、早い時期でございましたので、事業内容が見直しされて、また要望される可能性があるということから、今現在までの減額をしなかったものでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） この事業を、国の事業で内示するまでに相当協議されて内示するんですよ。

国がせっかく予算をやろうと。今、弘岡部長は辞退された。普通からいったら、要請しておいて途中で辞退なんてあり得んですよ。瑞穂市としては、強く指導しておったのか。どうも話によると指導していなかったというようなこともちらっと聞くんですが、これは各市町のいろんな状況も私はよく知っております。この6次産業をうまく利用して、ふるさと基金とかふるさと創生資金とか、そういうものを地域で加工して、生産して、各務原なんかすごい6次産業の予算をもらっておるんですよ。これ、初めてでしょう、210万、6次産業で瑞穂市がもらったのは。また、27年度の予算の中で質問しますが、それは後の問題ですが。

国の事業をやろうとしておるのに、多分これ、この人の名前も私知っております。どうですか、部長。部長は最後の部長やで、余りそういじめたくもないんですが、どうですか。今後いろんな6次産業、国の事業、県の事業、これ相当来るんですよ。農業というのは大変な状況になっておりますので、国がいろんな形で支援しよう。この210万については2分の1なんです。27年度の6次産業の関係等については3分の1になったんです。それだけ全国から申し出が多いんです。当初、6次産業を始めたときは3分の2が2分の1になって、3分の1になったんです。それだけ全国から申し出が多い。申し出したものは、必ずやっておる人がおるんです。途中で辞退したなんていうのは今までなかったんです。どうですか、部長。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） まだ、交付申請の前ですね。先ほど申し上げたとおり、総合化事業計画の6次の活動交付金をいただくには、まず認定されたものしかそのテーブルには上がれませんので、その自体での申請のもので、今小川議員が言われるように国の財源を利用した補助金でございますので、その前段階で取り下げがされたというふうに認識しております。

これは丸々市のほうは上乘せというものはございませんので、その段階で国の財源をとるために今の総合化事業計画の作成で予算の枠組みを、国から県へ来て、県から市に来るという流れでございますので、県のほうもそういう枠組みをとらないために、総合化事業計画というものを先に提出して枠組みを確保したということで、それを流すということですので、議員が言われるとおりでございますが、以後、その辺の指導ですね。

ただ、その総合事業計画が認定のために出されたもので、その後に出す国・県からの予算的な内示が来た場合に、その後申請という行為が出されるわけで、その申請処理がイコールすぐ補助金になるかというのは国のほうで精査されますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 先ほど、ふるさと創生基金やね。多分これは森企画部長が担当しておると思いますが、これは地区名は言いません。野菜を利用したり、それからクリを利用したり、いろんな加工をその地域のふるさとにPRしようということで、その地域なんかはすごい資金があるんですよ。企画部長、そういうことは知っておるの。もし知っておられましたら、ちょっと説明してください。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 小川議員の御質問にお答えをいたします。

6次産業というのは、瑞穂市のまちおこしにも大きな影響があるというふうに考えております。先ほど御質問の中でありましたふるさと応援寄附金なんかの特産品などにも、そういう6次産業化したものがこれからは活用されて、そういうまちが多いというふうに認識をしておりますので、そのあたりも6次産業を進めて、ふるさとの応援体制といいますか、応援寄附金などの充実をする意味でもやっつけていかなければならないというふうに認識はしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

補正予算書の33ページになりますけれども、保育所関係の賃金の問題です。

この賃金は、平成25年度においては1億9,000万を見ておりましたが、平成26年度につきましては2億5,600万ということで、35%の増ということで6,600万ふえておるわけですね。これは待機児童関係の解消ということで、臨時保育士の賃金を見ておるわけですが、この3月までに補正（第6号）とあるんですが、ここで4,300万減らして今回3,469万円また減額

ということですね。

ということは、これを引きますと25年度の予算とぴたっと合ってってしまうんですね。この1年の間にこれだけ多くのお金を見ておるわけですがけれども、一向に待機児童の解消対策がされていないという予算ではないかというふうに見受けられるわけですがけれども、どのように待機児童対策、解消に向けてこの1年間やってこられたのか、お願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけど、待機児童対策には非常に頭を痛めております。

賃金が2回にわたって減額というふうになりましたのも、保育士が確保できないというのが一番の理由でして、当初、保育士補助職員については91名を予定しておりました。その内訳は、当然、待機児童の解消もさることながら、要支援の子供たちというのが非常に瑞穂市には多くて、そういう子供たちに対応するための補助の保育士もたくさん要ります。

12月の補正で減額したときは、実際に91人から87人に減らしたために減額になっておりますし、今回については実数が77人ということで、これだけ保育所として要支援の子供たちを支援していくための保育士、それから待機児童を減らすための保育士はこれだけの数が要るんだということは、計算してももちろん賃金を出しているわけなんですけれども、それが思うように今雇用できていないと。

雇用につきましては、岐阜県の社会福祉協議会なんかでも人材をあっせんしておりますので、そういうところにもお願いしておりますし、それから県のほうで潜在保育士、県内には1万2,000から1万3,000人ぐらいいると言われておりますけれども、そういう人たちがまた復帰していただけるようにということで、県内で待機児童が出ている地域、市町で潜在保育士を対象とした研修も何回か開いていただきました。

瑞穂市でも、来年は単独でそういう研修も開いて潜在保育士の掘り起こしをしたいと思っております。保育士の確保については、そうやってやっていきますけれども、施設についても今年度、別府保育所の部屋の入れかえをして確保しましたし、本田第2保育所についても、過去に未満児、今も未満児はいるんですけれども、未満児室というのがあいているということで、その改修をやってそこに受け入れすると、そういうこともやりましたし、それから本田第2も改修を行って部屋を確保してまいりました。

残るのは保育士の確保ということで、保育士も当初に派遣保育士を確保するという一方で、通常の補助職員が確保できないということで、派遣の保育士を確保するという一方で債務負担行為をかけさせていただきました。これを26年の当初に業者と契約するわけですがけれども、26年の4月のときには、契約しても1人の派遣保育士しか派遣されませんでした。その前年度、3月までは9人いたんですが、契約をした時点で1人しか派遣できなかったと。その月に、ふ

えても5人とか、そういう状態だったので、今回は債務負担行為をかけさせて、もらって早くから保育士を集めたいということで、そういうこともやらせていただいています。

ということで、年度途中で結婚とか、それから家庭の事情ということでやめられる方もありますし、かといって入ってくるほうがどうかというと、潜在保育士の中でも10時から3時までなら幾らでも働けますよという人はいっぱいいるんですけれども、ただ今保育所が必要としているのは、早朝と延長の部分が保育士が足りない。そういうところにもっと人を入れなきゃいけないんですが、そこになかなか人が集まらないということで、27年度に向けて保育士の募集をしましたところ、何人か、結構高齢の方でもそういうふうに瑞穂市は保育士が足りないということで聞いていますよ。少しお役に立てればということで、早朝でも延長のほうでも対応できますよということで募集に対して応募してくださる方も何人か来てくれておりますので、今後もそういう方を少しでも発掘して対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番 くまがいさちこです。

2点、補正でお聞きします。

1点は14ページのふれあいホームみずほ使用料の減額と、もう1つは26ページの地方創生先行型業務委託料500万についてです。

初めに14ページから行きますが、これは収入ですね。使用料、民生使用料の中の社会福祉使用料の中で6万5,000円減額です。ふれあいホームみずほ使用料とありますが、ふれあいホームみずほの使用料だけが6万5,000円の減額なのか、ちょっと確認と、それから平成26年度の利用者ですね。これ毎年延べ人数で発表されていますので、実際何人だったか、もっと少ないわけですが、例年どおり延べ人数で結構です。本当は実人数もお聞きしたいところですけども、この6万5,000円の内容と、ふれあいホームみずほの26年度の利用者、減額になっているもんですから、まずそれをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 14ページの使用料のところでございますが、6万5,000円の減額、これはふれあいホームみずほの使用料に関しての減額でございます。

26年度から社会福祉協議会にこちらの運営をお願いすることになりました。その中で、開始時期が6月におくれたということと、夏場に近辺でコオロギが大量発生いたしまして、これが室内に入り込んできてということで、訓練の開催がちょっとできませんでした。そういった関係で、当初見込んでおりました予定人数より減りましたので、使用料の部分で減額をさせていただくものでございます。

それと26年度の利用者でございますが、延べの人数で申しわけございませんが、先ほど言った理由等から、今年度の見込みとしては37名の最終の見込みというふうに今考えておるところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 延べで37人ですね。これは27年度、新年度予算でまたお聞きしますが、24年度に延べ43人ですね。それから、25年度41人で、今年度が37人ですか、減るばかりですね。事情はことしあったとしてもですね。

それで、私の知り合いというか、仲立ちを頼まれた人は2人、今までに使用を断られておりますね。これは一般質問で前も言ってきましたが、非常に厳しい自立生活訓練所の条例と規則でしたかね。厳しい要件がございまして、あなたはだめです、あなたはだめですと受付で門前払いなんですね。本人や御家族は訓練をして、自分が亡き後とか、それから自分も独立した世帯を持ちたいという大人の方も見えて、訓練したいと意欲をお持ちなのに、厳しい要件のために断られているんです。

それで、せんだって議員研修で岐阜経済大学の高木先生という方に研修を受けましたが、生活困窮者自立支援法の講義を受けました。

これによりますと、生活困窮者イコール障害者が多い。その中でも、発達障害の人が多いということですので、本人たちと御家族が自立生活のための生活訓練にしたいと言っているのに利用できないような要件は、本当に改善していただきたいという観点で、今度は新年度予算でちょっと質問させていただきますので、後はそっちへつなぎたいと思います。

もう1つですね。26ページ、地方創生先行型業務委託料500万円が補正についてありますが、どういう事業かとお聞きしましたら、11個あるわけですね。これはメニューがあると国が示したんだと思いますけど、それに当てはめたというんですけど、申しわけありませんが時間がかって、ちょっと読ませていただきます。

1. 総合戦略策定計画書の策定ですね。2. 若者の結婚意欲を高めること、3. 定住・移住情報の提供、まち・ひと・しごとの分野、4. グローバル人口の人材育成、小・中学生向けだそうです。5. 介護の人材育成、ヘルパー2級、6. 地域包括ケアのデータベース化、7. 観光育成、中山道、8. 消防団関係、9. 待機児童解消、潜在保育士に関して、10. 放課後児童クラブ民間への助成に関する地方創生ですね。11. 起業家、企業を創業する、これの拡充。

11個説明を受けましたが、地方創生それ自体も、ちょっと私ほうさん臭いなあみたいに思っていますが、チャンスはやっぱり生かして、本当に瑞穂市の地方創生ですね。これは議員の皆様がずっとどなたからも指摘されているように、瑞穂市はこういうまちづくりが、せっかく恵まれている条件のまちにもかかわらずおくと、どの議員も発言して、今度の一般質問

で地方創生を質問なさる方が何人か見えますが、いかにも今までやりたかったことに全部当てはめて金を使うんやみたいなの、これは合併特例債もそうだったと思うんですね。

だから、まちづくりに関してこれだというものを打ち出せない瑞穂市の政治力、行政力の貧しさというか、そういうものを感じざるを得ないんですが、企画財政の部長さんが違う違うと手を振っていらっしゃいますので、ぜひ違うということをお聞きしたいです、500万円の使い方ですね。意気込みをお聞きしたいです、地方創生に対して。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員の地方創生の御質問にお答えをいたします。

今回の今現在の状況なんですけど、まち・ひと・しごと地方創生の中で、平成27年度に実施します地方創生の先行型事業というところで、先ほど言われたそれぞれの事業があると思うんですが、今おっしゃられた中で、瑞穂市に課題にあることを上げて一応取り組んでいくということで、とにかく先行型なので、本番の地方版総合戦略というのは28年度からスタートするというので、今回上げさせていただいたのは、まず初めに、先ほども言われました総合戦略の策定事業を27年度中につくるというようなこと、それから晩婚化が叫ばれておりますので、市民の皆さんや朝日大学の皆さんの結婚への意欲を啓発するような事業ということで、少子化対策を進めていきたいというものになります。

もう1つは、都市部からの移住・定住策としまして、ホームページに専用のサイトを設けていきたいというのがございます。

それからもう1つ、次ですが、グローバル人材の育成ということで小・中学生を対象にしたスマートフォン、タブレットを活用した英語教育に力を入れていきたい。

次ですが、介護人材の育成ということで、ヘルパー2級程度の資格を取るというようなことを進めていって、これから高齢化に向けての介護人材をつくるというようなものになります。

次に、高齢者に関する介護の情報とか、そういう情報を包括ケアのデータベースを1つにして提供していきたいというのがネットワークづくりの一つになります。

次に、中山道を中心とした「岐阜の宝もの」にも指定されております観光と特産品をPRするような観光事業、それから問題になっております消防団の確保などで、イベントなどを開催して消防団を確保する、安全・安心なまちづくりにつなげるというものになります。

それから、瑞穂市に特に最重点でやっていかなければならない待機児童への対策としまして、先ほども教育次長から話がありましたが、潜在保育士を瑞穂市だけで研修を実施して雇用に結びつけるというような事業、次に放課後児童クラブも6年生まで枠を拡大しておりますので、NPO法人などでそういうことを担う方がお見えになれば、そういう方に助成をしていくという事業。

さらに、創業者支援事業といたしまして、福祉を中心として日常生活などのNPOなどの創業

者の創出を図るために創業者支援とか、創業後間もない方へのサポート体制の充実。

さらに、今現在もう1点ふえておりまして、妊娠に向けた支援体制事業ということでもう1個ふえております。先ほどのくまがい議員の御質問の中に、大きく広くということ掲げているのではないかというような御指摘もありましたが、やはり幅を広げて、ある程度の事業を今回総合戦略のほうに載せていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 後は議員の皆さんの地方創生に関する質問で、いかようにも前へ進んでいただけるかと思えます。以上です。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第19号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第16、議案第19号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第20号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第17、議案第20号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第21号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第18、議案第21号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第22号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第19、議案第22号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第23号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第20、議案第23号平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第24号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第21、議案第24号平成27年度瑞穂市一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番、小川勝範でございます。

まず2点、質問をいたします。

まず初めに、235ページの防災ヘリについて、予算が127万6,000円組んであるんですが、きのう、唐栗の堤防からセメントを運ぶローリーが落ちたんですが、そのところへ、巢南庁舎前ヘドクターヘリが来たんですが、このドクターヘリというのは防災のほうの関係で来ておるのか、ちょっとそこら辺のところもお聞きしたい。

そして、私も巢南庁舎前におったんですが、グラウンドにヘリがおりるんですが、すぐ隣に高圧線があるんですね。まだ2日ぐらい前、高圧線にヘリがひっかかって落ちたと。あの状況を見ておりますと、大変危険な状況で緊急ヘリがおりにおるんですが、これは早瀬部長、どうですか。どこかああいふ緊急におりる場所を考えておるのか。もし考えておれば、ちょっと発言をしていただきたい。

そして、先ほども26年度の補正で質問いたしましたが、27年度も6次産業化ネットワーク事業、これは2,555万予算が組んであるんですよ。これは3分の1の予算なんです。総額予算というのはすごい金なんです。すごい金で、別に私、弘岡部長をいじめるわけじゃございませんが、要は26年度の補正でも210万が国に返還せなきゃいかん。

この27年度はどういう事業でやられるのか。多分、果物ということは聞いておるんですが、若干わかりませんので、そして場所はどこでやられるのか。やられるところは借り地なのか、自分の土地でやられるのか、ちょっとそこら辺のところをわかる範囲で結構でございますので答弁をしていただきたいと思います。

これは2,555万8,000円、これだけ補助金を組んで3分の1の補助金なんです。総額で1億円前後なんです。そしてこれは国の事業で、もう既に内示が来ております。もし27年度の終わりに、一緒にまた2,555万8,000円減額というようなことは絶対にあり得んと思いますので、どうですか、そこら辺のところ、ちょっと答弁してください。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 昨日の件は、先ほど言われたように車両に挟まれたということで、かなりの重傷ということでドクターヘリが来たということで伺っております。

基本的には、ドクターヘリはおりにおるところは決まっておりますので、たしか瑞穂市内で、正確なところを今度また総務委員会のほうでお知らせをいたします。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 今、早瀬部長は、調べてやるということは、自分自身は知っておらんでしょう。わかっておれば、ここですとすぐに言えないかんですよ。後から文書で調べて言いますということは。

だから、ヘリコプターが不時着、あそこでもし運動会でもやっておったら、ちょっと待ってください、書類を見て調べますなんて言えんのですよ。絶えず心に置いて、もしここがおりれなんたら、あそこに行くがやと言えるような体制を、ぜひこれはやらなくてはいかんと思いますよ。

そして、きのう、先ほど言いましたように、ローリーが落ちたんですね。あの近辺は本当に道路が狭いんですよ。きょう、県から調整監も来ておるんですが、調整監に質問するわけにいきませんので、あの堤防というのは早急に広くせないかん。

要は旧名鉄があったでしょう。あの上流は既にどんどん川幅を広くしておるんですよ。ぜひひとつ県の調整監、国のほうへ要請して行ってくださいよ。道路が狭いためにああいう大きな事故が起きるんですよ。それは、ひとつぜひお願いしたい。

先ほどの、弘岡部長、また答弁願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） それでは、小川議員の御質問にお答えいたします。

予算概要のページ数は190ページです。説明番号が153でございます。この中での6次産業化ネットワーク活動整備事業費補助金2,555万8,000円に関しましてでございますが、活動整備事業ということで、これはハード事業でございます。これは、加工販売施設等の整備に対する補助金のメニューでございます。

それから、小川議員が言われた、昨年まではこの事業に関しましては2分の1ということで、27年度は10分の3になるだろうということでございます。この内容に関しましては、先ほども言ったとおり、まずこの予算が取るためのものでございまして、まだこの補助金に対しての申請書は出てきておりません。予算確保のために計上ですね。先ほど申し上げました26年度と同じように、総合化事業計画によりまして、この事業に手を挙げられる業者がおるというもので、その認定の行為があって、その中でドライマンゴーとかピューレ、ゼリーとかジュースとかアイス等の新商品をつくるための加工、それから販売の施設を整備するという内容のものでございます。

この総事業費の一番上限も、施設整備等ですので上限を1億円というふうには聞いております。その中での計算で2,555万8,000円というものを計上させていただいておるものでございますが、そして先ほどの質問の中で、土地はどこら辺かということなんですが、巢南のエリアのほうの消防署の近くでございます。

土地に関しては、その土地が所有者とか、そういうのには借り地でも関係ないというふうには聞いております。以上でございます。よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 弘岡部長に苦しい答弁、そう求めませんが、大体私どもも知っておるんですよ。場所がどこにできるんやとか、岐阜・巣南・大野線が入って、それから巣南分署があるでしょう、消防署の、すぐ北側なんです。大体4反ばかりあって、2反ばかりのところにつくられるんですよ。つくられて、これは瑞穂市の、マンゴーというのは宮崎県の産地なんです。東国原さんがPRした中で、そのマンゴーを瑞穂市でつくられるんですが、部長にそういじめるわけではございませんが、今マンゴーはどのぐらいつくっておられるんですか。もし、知らなかったら知らんと言ってもいいです。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほど申し上げました総合化計画のもので、年次の量とか生産量とからいきますと、マンゴーとしては生産量、1年目は850キロ、2年目が28年5月とか、5カ年での計画等が出てきておりますというものでございます。

あとドライフルーツとか、生産量は50キロとか、イチゴとかブルーベリー等、ネットワークですので、マンゴーに特化とか、その新商品ですので、どういうふうになぜ合わせられているのか、そういうような内容のことだと思いますので、その資料的からいって850キロというふうでしか、ちょっと済みません、わかりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） なぜ私が言うかというのは、宮崎県に私の友達がおるんですよ。そうするとマンゴーを宮崎からもらうんですよ。

部長、せっかくこういう大きな事業ですので、産地を研修に行きがてら、せっかく国からもらった予算を大切に、地域の反映のためにぜひやっていただきたい。

そして、あすは産業建設委員会ですので、その中でいろんな資料が多分、部長、出るんですよ。産業建設委員会でみんなに説明してくださいよ、図面も出して。きょう図面を出すというわけにいきませんので、担当がおりますので、担当課長か係長が説明すると思いますので、ぜひ産業建設委員会で説明をさせるように部長からちょっと指示してくださいよ。

それで質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 小川議員のほうから御質問いただいております。

実は、瑞穂市内の方でこういった計画をされております。これは平成27年度の事業で、東海農政局は愛知県、三重県、そして岐阜県、3県の中で4カ所ですね。申請はたくさん出ておりますが、4つだけが認可というか何とか通るということで、東海農政局のほうで、岐阜県で1カ所、そして三重県で1カ所、そして愛知県で2カ所、こういった関係のあれが何とか認められそうということでございます。

今ありましたように、瑞穂市でそういうものができれば、また活性化にもつながるわけでございます。この予算は全てトンネル予算でございまして、国のほうから来ますのを市を經由してその事業者のほうへお支払いしたらということで、こういうあれで、市のほうのお金は入っておりません。そのことだけ申し上げておきます。以上でございます。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、くまがいさちこです。

議案第24号平成27年度瑞穂市一般会計予算について、質疑いたします。

全体的な観点から2つ、それから個別の事業について4点を、かなり走らないと間に合わないかもしれませんが、質疑いたします。

まず全体的な観点から2点、1つは予算概要の作成について、もう1つは予算編成の過程についてです。

1つ目、予算概要について。

今年度から予算概要という、こんなに立派な重たいのがつくられました。企画財政が決めたのか、ちょっとどこら辺で決まったのかよくわかりませんが、その意欲ですね。改革していくという意欲は、非常にその姿勢は評価したいと思います。以下の点を来年度は改善していただきたいと思います。

その形ですね、予算概要の形は予算書とほぼ中身が一緒なんですね。全部ばらけて1ページごとに事業について書いてあるので探しにくいんです。物すごく探しにくいんです。両方見るというのも効率が悪い。どういう意図でこの予算概要についてをつくることにしたのか。そして、この形にした理由をお聞きしたい。

時間の節約のために、私の結論を申し上げますと、毎年度決算については歳入歳出決算事業報告書がつけられますね。これは非常にわかりやすいわけです。ですから、もうこれがつくってあるわけですから、これと同じ形にして、同じ事業を今度は数字だけ全部変えればいいわけです。

これは広瀬武雄議員が今議会の初日に、大津の研修所の報告を非常にわかりやすく御報告いただきましたときに、予算は前年度決算の結果であると、逆ではないという報告をしていただきました。これは議員必携にも書いてありますね。予算は前年度の決算から、じゃあ来年度はこうしようというものが出てくるものであると。そういう観点からいくと、決算を見ながら予算を私たちは見たい、考えたいわけです。

ということで、予算概要をつくることになったのは大変評価しますが、どういう意図でつくられるようになったのか。で、この形にした理由です。今後、決算報告、事業報告書と同じ形

にしていただけると大変見やすく、こちらも議員としての課題に取り組みやすいんですが、3点ですね、お願いします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員の予算概要書の御質問にお答えをいたします。

まず、この予算概要書を作成した経緯につきましては、12月議会における一般質問の中から、わかりやすい予算の説明できるような資料をとということで御提案があって、さらに市民向けのわかりやすい予算書を考えているというようなことを答弁した関係から来ております。

27年度のわかりやすい予算の説明のこの概要を作成するのにも、時間的にも無理がございましたので、いろいろなデータを引用しながらつくったということなので、まだまだ不備があるというふうに考えています。

また、この様式の理由といいますのは、先ほども御説明しましたが、時間的な制約がある中、各課にもいろいろ投げかけて新たに作成するということは困難であったことから、事業概要とか予算額などの共通データを引用してこの様式につくったもので、まだまだ不十分なところがあります。例えば、余白が多かったり、用紙もたくさんにかさむとか、改善する余地がたくさんあるというふうに考えておりますので、先ほどのくまがい議員の御提案の決算書に類似したようなわかりやすい予算説明書についても、今後とも検討していきたいと考えていますのでよろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ぜひお願いします。決算書と同じ様式、基本的に。あと変えたところとかは、米印か何かで特記事項として書いていただければ、非常に私たちはわかりやすいです。市民の皆様にもいろいろ、あれは幾らとか、どうなったのと聞かれたときも調べなきゃいけないもんですから、わかりやすくしていただきたい。

それから、全体の2点目ですが、この予算編成の過程、予算査定の公開をしたと。可視化、見える化したというのが概要の7ページに、配分額、要求額、1から4次までの査定、当初予算というふうに書いていただきまして、非常に前進だと思いますが、何をなぜふやしたか減らしたか。減らすことのほうが多いわけですが、こういう記述、説明がないと見えないです、見える化するといっても。

今年度は、前年度に比べて29億円増なわけですね。一般会計でも16億円ふえているわけです。ですから、この予算査定の公開を3歩ぐらい前進させて、どこでどういう理由で、特に減らしたのですね。顕著にふえたものはそれも書いていただきたいし、それを見える化していただきたいと思います。

それで、この予算編成の過程について2つ目ですが、特に多く減額されているものについて、

理由を教えてください。といいますのは、保育教育関係は全て減額ですね。全部足し算しますと4億1,200万円で、一般会計が全体でマイナス11億5,000万円減らされているうちの保育・教育関係が35.7%を占めるんです。大きいものからいきますと、教育総務課3億円減、幼児支援課1億3,000万減、生涯学習課1億8,000万減、幼・小・中学校3,900万減、ほかも減で、教育委員会関係というか保育も含めて4億1,200万円全部減額と、これはどういう方針でこうなったのでしょうか。

2つ申し上げました。今後、何をどういう理由で減らしたか、記述が来年度はいただきたいというのと、2つ目は保育教育関係で4億円以上減らされてしまったのはなぜか。全体がふえているわけですので、一般会計で16億ふやす、全体では29億ふやす中で保育教育関係が4億円以上減ることになったのはなぜかをお聞きしたいです。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） この予算概要書については、本当に、先ほど企画部長が申しましたような試行錯誤の中で、河村議員だったと思いますけど、予算の見える化をしてほしいというような一般質問がございまして、何とか当市でもということで、ベースは本巢市の形がベースになっておるように聞いておりますが、いろんな市の状況なんかも見ながら、予算をわかりやすくするという思いでつくったものでございますが、先ほど来御説明させていただいたように、数字を引っ張ってくる関係上、何か基盤になるものがないといけないということで今のよう形になったわけでございますけれども、会派説明の中でも十分に説明ができる余白がありながら書いてないとか、そういった不備も御指摘をいただいて課題としていただいております。

ただ、先ほどくまがい議員がおっしゃられたように決算と連動させるということについては、ちょっと難しいかなという気もしておりますのでございますが、そこら辺はまた御議論いただいてですね。

今回は、この説明というところが事業コードになっているんですよ。予算書の事業コードから引っ張ってきておるもので、確かにぺらぺらとあちこち前後する関係もございますが、予算は1つの事業があって、その事業を積み上げたのがこの一枚一枚のページになって説明の番号になっておるということで、それだけでもちょっと変わったのかなというふうに私たちは思っておりますのでございますが、十分じゃないところは会派説明の中でもいただいておりますので、そこら辺は改めなきゃいけないというふうに感じております。

それで、あと御質問の予算編成のプロセス、いわゆる1次から4次までの査定で減額した分についての御質問でございますけれども、もともとは骨格予算ということで当初定めております。その骨格予算というのは、御承知のように市長選挙が4月にあるということで、どういう流れになるかわかりませんので、基本的なものだけ、いわゆる経常経費を中心にして骨格予算

という柱を打ち立てたわけでございますけれども、これは市長の判断でございますが、ただ、既に県の補助金申請とかしてあるものについては、それは骨格といいながらも、やはり補助金の申請がしてありながら計上しないということはいけないということで、それは計画どおり進めてきたこと、あるいは例えば公園整備とか、野田橋の歩道の整備とか、稲里の歩道整備、それはもう既に市民との約束でございますので、そういった計画的にあるものも積み上げたわけですね。

だけでも配分ということは、標準財政規模がございますから配分をさせていただきました。その配分というのは、この中でとりあえず予算を組んでくださいねと。経常経費はもちろん考えますけれども、これぐらいの中でとりあえず当初予算は組んでくださいと。そうしたところが、要求額というのは170億というような規模になってきたわけですね。

原課にしますと、例えば教育委員会ですと生涯学習施設の維持管理計画というのを持っております。そして、あと義務教育施設等の維持管理計画も持っておりますので、その計画に基づいて、できるならやってほしいという形で持ち上がってきたわけですね。1次、2次というのは、具体的に言いますと各部の課長、部長が、その中でも優先順位をつけてやってきたのが1次、2次になっています。3次というのが、私が査定をさせていただきました。それは、先ほど来お話しさせていただいておるように、骨格ということベースにしながら配当をした中で上回っているものについては、これはやはり次の首長の判断に委ねてもいいんじゃないかというものもありますので、そういったものについては削減をさせていただきました。

そして、最終的に固めたというか、ある程度鍋に入れたという形で、市長の最終判断を仰いだわけですが、これが4次査定になっております。骨格といいながらも、やはりこれはやるべきだというようなものについては、復活をしたものもあれば、これは後に回してもいいというようなものについては後に回しておりますので、そういったプロセスが1次、4次という形になっていますが、本当というか、私の持っている手持ちの資料としましては1次、2次、それから3次で幾ら、4次で幾らというのがあるわけでございますが、そういったプロセスを経て予算編成に当たってきたと。最終的には、一般会計におきましては167億という数字にまとめたとのことでございます。

ここら辺について、もう少し可視化をしてもいいんじゃないかというようなお話があれば、今後、どういう形がいいのかということを検討してまいりたいと思いますし、当初にまず27年度はどのような予算方針で臨むかというのは執行部、市長と私と企画部長、あと財政課長も含めて、ここら辺の予算規模でというのは打ち合わせをしておりますので、そしてその結果、骨格でいきますということを示しておりますので、そういったプロセスを経て、ただ期間が12月から始まって予算査定が終わるのが1月の終わりぐらいになりますので、その中にいわゆる補助金の関係とかいうことで紆余曲折する部分もございますが、一応そうしたプロセスを可視化した

というのがこの表現でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○2番（くまがいさちこ君） 教育委員会関係のマイナス4億円は。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 教育関係は、記憶にあるところは南小学校の大規模改築などが入っておると思ひます。

今回は、牛牧小の増築とそれから大規模改修、それから西小の大規模改修がありまして、それから本田の駐車場、あと幼稚園の駐車場も入っておりますが、原課のほうからは南小学校等の大規模改修の要求があったわけでございますけれども、それについては今年度は見送ったという経緯がございます。

そういったようなものがあって、大きな減少になっているというふうに記憶しています。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 骨格予算にしたけれど、結果的には骨太、骨が太くなっちゃったと、骨格なんだけどということはここに書いてございますが、今の御説明のように大幅に減額したものは、やっぱり理由を書いていただけるといいなと思ひます。

以下、個別事業についてお聞きいたします。

公園と公共下水と青少年育成推進員育成費ですね、あと生活訓練所の4点をお聞きいたします。

まず公園なんです、予算概要の218ページ、説明だと181番になっております。

予算概要の規模のところに計画的に進めたと書いておりますが、公園につきましては、私は一般質問で質問しておりますが、計画的な土地の買い方ではないんではないかということをおっしゃっております。公園事業ですね。公園新設改良費として1億6,000万円予算がありますが、これについて申し上げます。

まず3つ指摘したいんですが、1つは新設する場合に土地の買い方がおかしいということ、前も計画的とは思えないということは指摘してまいりました。それから2番、実質的に遊べる公園がない。ほとんどないです。それから3つ目は、駐車場がない公園に小さい子供を連れていけないという声がございます。この3つです。

まず1つ目ですが、土地の買い方ですが、これも申し上げておりますが、ある地域で公園は10年来の予算要望だったんですが、2反買ったわけですね。すぐその近く、250メートル以上離れておればいいという回答はいただきましたが、すぐ近くに3反、今度は買うわけですね。しかもこれ地元で、あそこには公民館が建つんやねと。それを建つと聞いたから全員が署名をしたと。私、建つんやねと言われて、建ちませんと言うと、いかにも私は地元のためにやってくれないような議員のように受け取られるんやなあと思うんですが、そしてその3反のところ

に、また1反近くふえたらしいと。その1反をまとめた人が親戚へ行って、そこの方は施設へ入っちゃったんですけど、あそこは全部親戚関係で話をまとめたで、市に買ってもらうで。これ繰越明許で1億60万でしたね。繰越明許になっている土地ですが、またこれがふえるのかなと思うんです。

これは都市整備にもお願いしたいですが、きちんと道路や公園はわかるように、小さい地図でここなんていって色をつけてあるのではなくて、もう何度も申し上げていますが、道路、公園、どこかはわかりわかるように、その部分だけでもいいから拡大図をいただきたい。それでないと、そういうふうにふえる場合があるのかどうかという疑問も起きます。

土地の買い方、それを一般質問のときに言ったときに、市長はもう買いませんと。私、市長の答弁を求めているんですが、壇上においでになって、公園の土地はこれで買いませんというふうに言われたんですけど、何かふえたらしいと近所では言われています。土地の買い方が計画的ではない。

それから、遊べる公園がない。あるところで、遊べるようにしてくれと言いにいったら、都市管理課になるんですかね。そこでこう言われたそうです。瑞穂市は3点セットしか置けません。ブランコ、滑り台、鉄棒。これでどうやって乳幼児が遊ぶんですかと。それで何でやと言ったら、お金がこれですと、丸くしてね、お金の問題ですと。お金がありませんと。

私、よそのところでは、ちょっと中に立ったら、要望を出してくれば、要望を出してくれたところからやりますと。全体として市が整備するとお金がかかるから、要望を出されたところについてはやりますと、こういう答えをそのまま伝えましたけど。

これは去年の一般質問でやったんですけど、去年の6月19日ですね。公園整備事業について質問しておりますが、市長が2期8年で公園に14億7,000万円かけているんですよ。でも遊べる公園がないと。小さい子を持ったお母さんに言わせると、瑞穂市で遊べる公園は生津小学校のあそこしかないと言われておりますので、一体どういうふう子供たちのために整備するのか。

それから、中日新聞に投書が出ていましたね。瑞穂市の若い方が、中日新聞の声欄のトップに出ていました。公園は幾つもあるのに実質遊べないようになっていると、投書が出ていましたよ、瑞穂市の方で。もうちょっと遊べる公園をつくるべきだと。

それから3つ目に、さっきも言いました駐車場がなければ小さい乳幼児を連れてお母さんたちは行けないんですね、実際は、という3つです。

土地の買い方、計画的とは思えない。6月19日に私が言ったのは、有力者に言われた土地を買っているんじゃないかということをお願いしましたが、これは今度の新年度予算1億6,000万円は透明性があるのか、計画的にちゃんとやっているのかお聞きしたい。遊べる公園をどうつくるのか、それから駐車場が必要ではないか、この3点を簡潔に、新年度予算1億6,000万

の使い方として教えていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） くまがい議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の土地の買い方に関しまして、今まで本田の春日公園から、平成22年から用地のほうで購入しているのが9カ所でございます。今の申し上げた児童公園のほうに入るものが3件でございます。本田に中宮に只越、昨年購入いたしましたのが3カ所。それから、工事としてやった公園、横屋の中吹の公園のほう、用地のほう、地元が借りてということで、その上の工事の造成等は市のほうで行っています。

あと街区公園、先ほど250メートルとればというような都市公園の中に入るものでございますが、上牛牧ふれあい公園はもう完成しております。それから、野田の番屋口公園もきのう工事検査のほうをしてきましたので、ここも4月から使える状態になります。それから、野白新田の扣畑公園、ここは用地を買って、まだ今後造成のほうで27年度でも計上しております。それから、祖父江の伯母塚の中の公園、これ済みません、今仮称の名前で、上牛牧のふれあい公園はできておりますが、今これから申し上げていくものも仮称でございます。別府の井場公園、それから下穂積野口の公園、これも4月から使える状態になります。それから、仮称の下穂積公園でございます。

この買い方、そしてここの公園を設けたのは、21年のときに瑞穂市公園緑地等基本計画というもので、どれぐらいの位置でということでの範囲でありまして、その中で地区のほうへ呼びかけをいたしまして、私どものその部分とあわせて、その地区からの要望等、お分けしていただけるような用地等のことがあって、計画的に立てられたというふうに引き継いでおります。

その次の年に、その優先順位を諮るということで、産建の委員会の中で順位立て等もお諮りして、今の現状のものですね。そのときには、都市公園のほうだけだったと思います。ものを順位立てをして買っているというもので、その計画にあわせて順次用地を購入してから造成、それから上の遊具等の整備等を3カ年ぐらいの計画で、今言われるような14億ですか、もう少しあると思いますけれども、その間で整備のほうをしてきたものでございます。

21年の瑞穂市の公園緑地等の基本計画の中で、一人頭8平米を目標に進めてきているということで、私この部長に拝命を受けてから、議員の方からもこの質問がございまして、その目標に向けて計画を進めていると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

そして、今の公民館をつくるというようなことは、私どものほうの予算のところを立てていますので、そのようなことは私どものほうでは聞いておりません。公園の整備のために、この予算で計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、ブランコ、鉄棒、滑り台ですか、3点セット等、そして街区公園のときにはあず

まや等を設けています。そして樹木のほうは、やっぱり公園ですので緑地ということで3メートルぐらいの高さのものをまず入れまして、その面積に応じて整備のほうはしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 過去にどの公園を買ったかなんていうのは、聞いておりません。

計画に基づいて、地区に呼びかけて計画的に買ったというふうに今答弁なさいましたが、市長はここで、そういうふうにやりたいけれど、そのようにやっていたらとても追いつかないので、申し出がある人からという形にやっぱりなりがちだというふうに御答弁いただいておりますね。

数値目標の達成ばかり発しちゃうというか、実際に遊べる公園をと去年の6月19日に申し上げたお答えと全然変わっていない。それから、あずまやや樹木があっても、日よけにはいいですよ。樹木もあってもいいけど、要するに公園というもののイメージで、小さい子から、子供がふえているまちなので、そして高齢化なのに、おじいちゃん、おばあちゃん、近所の人がそこへ集う形の具体的にイメージがないんだと思うんですよ、市に。これだけお金をかけて。それを今後ぜひ勉強していただきたいですということで、公園は終わります。

2番に公共下水道事業ですが、概要の226ページ、説明の189ですが、瑞穂処理区の事業として、平成27年度6,800万円計上されております。

これは特別会計にて実施するというので、中身は調査測量委託ほかとなっております。まず議員には、市議会全員協議会資料として、2月19日に資料が配付されております。これを見ますと、1期目の工事の中身が書いてあります。1期目は処理場購入費、それから瑞穂第1汚水幹線工事をしますと、こういうことですが、この6,800万はもちろんこれのお金ではない、調査測量だけですから。

お聞きしたいことは、3、4月中に都市計画決定を打つところまでやる。その後、処理場の用地を買う申請をします。そうすると、処理場の土地購入はいつからになりますかというふうに全協だったかどこだったか、委員会でお聞きしましたら、早くても秋からでしょうとなると、どうして新年度に用地取得費がないのか、これが1点です。

それから2点目は、1期工事の対象地区の図が配られておりますが、これを見ると選定基準を全部示されておりますね、私たちは。そうすると、大変必要としているところということで本田団地が入っております。

それから、優先順位の中に処理場に近いところというので、下牛牧全体が入っておりますね。これについてお聞きしますが、私たちが前に示されている第1期工事は、本田団地の北、東の土地も本田地域として示されていたのが、今回の1期工事からは抜けておりますね。そのかわ

りに下牛牧が入っているのかなと思うんですが、これが変更した理由ですね、本田地域について。この説明がなかったと思うんですが、この変更はどのように変更されたか。

それから、この1期工事に初めて示されていると思うんですが、下牛牧地域全体が入っておりますが、下牛牧というか、その一番南はかなり強硬に処理場に反対されているところにもう計画が行っちゃっているわけですね。この処理場に近いという理由はわかりますけど、市民にこれは第一公表をされているのか、特に該当地域ですね、反対しているところに。

処理場の該当地に反対したのは、まず説明がなくいきなりやられちゃったということでもかなり反発を受けていますので、この今度は計画ですね。第1期工事の対象になるということの説明はやっぱり必要だと思うんですが、反対されているから説明が必要という意味じゃないですよ、ちょっと言い方を間違えました。市民には透明にやらなきゃいけないから必要であると。なおさら反発されるのではないかと。

第一、反発されているところに1期工事をつくって、つないでもらえるのかどうかという見通しが非常に不安を感じます。

以上の3点ですね。用地取得費が本年度予算でないのはなぜか。第1期工事から本田団地以外の本田区域が抜けたのはなぜか。3つ目に、処理場周辺地域が1期工事に入れた理由はわかります、処理場の近くだからね。これを該当地区に説明しているのか、したのか、この3点をお聞きいたします。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） それでは、3点御質問があったと思いますので、まずこの予算概要の5ページをごらんいただきますと、④に公共下水道事業、瑞穂処理区6,800万となっております。

今、一般会計の議案についての御質問ということで、ちょっとあえて言わせていただきますと、27年度からは瑞穂処理区につきましては特別会計で会計処理したいということで、この一般会計の公共下水道費の中では用地費は当然含まれておりません。もう1つ言いますと、特別会計のほうにも用地費は含まれておりません。

また後ほど、特別会計の27年度下水道事業特別会計予算書でまた御質問いただければと結構かと思いますが、そういうことで、この一般会計の中には含まれていないということをお伝えしたいと思います。

それから、2点目、3点目というのは、今御質問があるのは、どちらかという特別会計に関するような内容でしたので、ここで答弁していいのかわかりませんがちょっと迷っておるんですけど、また後ほど御質問いただいてもいいんですけど、簡単に御説明申し上げますと、今言いました用地費は特別会計に計上をしておりません。

全協の場でお話しした第1期ではございませんで、第1次整備計画区域という言葉を使って

おるんですけど、これはおおむね全体の枠を決めたときに、第1にどこを整備すべきかというところを、おおむね5年から7年を、100ヘクタールほどを切り取って、そこを整備しますよということをお話ししたと思います。

そういう意味で、当然今、私どもが候補地としております下水処理場の、先ほど下牛牧とおっしゃいましたけど下畑でございますので、下牛牧となるとまた違う地区になりますので御確認ください。下畑という地域を含めて幹線の管路、それから牛牧地区、JRの南ですね。処理場に近いところ、それから本田団地というところを第1次の整備区域としてやりたいということをお伝えしたわけなんですけど、これにつきましても、今いわゆる地元への説明はしておりません。

これは、これからその計画をつくりますので、その計画をつくらない限り、やはり具体的な御説明はできないという中で、今の議会のほうへまずここを、先ほど申し上げましたような区域の設定として人口密度が高いだとか、それから汚濁の進行が著しいとか、下水処理場に近い、また幹線に近いとか、その他の計画と関連性があるとか、また合併浄化槽の設置状況を見ながらそういう地区を選んできたというところでございますので、それをこれから具体的に、その第1次整備区域の計画をこれからつくるところなので、当然用地費はまだまだ先の話ということで、もちろん計上しておりません。

それから、本田地域という御発言がありましたけど、私としては、本田地域とおっしゃられたのが本田小学校区をおっしゃるのかちょっと正確に把握できませんので、先ほど言いましたように効率的なところ、100ヘクタールを切り取る中で牛牧と、それから本田団地を含めて約96.7ヘクタールと御説明したと思いますが、そこをまず5年から7年に整備すべきという意味で、あえてそこを意識して本田区域を区切ったとかそういうつもりはなくて、やっぱり本田団地の単独の集中浄化槽が危機的状況にあるということも地元の要望として長年お聞きしておるので、むやみやたらに整備していくというつもりもありませんので、まずは優先順位の高いところは、そこでまず計画を策定させていただきたいということで御説明したという意図でございますので、誤解のないようにお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） むやみやたらに整備していくつもりはないと、誠実な計画に沿ってお仕事をしておられると思いますが、それこそ誤解、反発を受けるといけませんのでということで申し上げました。

もう1つは、やっぱりほかの全ての事業もそうですが、計画段階で質問すると、大月、それから保育所の民営化、そのほかもろもろですが、まだ計画段階ですから、全部これ変わりませんよね。

でも今は市民協働、参画、計画段階から市民が参加するというふうに市も方針を打ち出しているわけですから、やっぱりそれをやらないと市民協働のまちづくりというのはもう皆さん頭に入っちゃっていますので、市民の皆様も、反発を受けるだろうということを指摘しておきます。

3つ目ですが、事業としては青少年健全育成費、これが66万円になっております。1回に1人6,000円、まあ2時間ぐらいですかね。で、年間で66万円は全然変わらないわけですが、育成員が10人いますので、6,000円掛ける10人掛ける11回分になるんですかね、11カ月分。

これも26年、去年の9月定例会の協議会だったと思いますが、申し上げましたが、問題点を2点申し上げます。

1点は、男女共同参画の数値目標から、あのときも申し上げましたが、ここで申し上げますが、ここに男女共同参画の数値目標、これ、市のホームページでも全部公開されていますね。社会教育推進員とかスポーツ推進員とか、いろいろいる中で、青少年育成推進員はこの5年間、中間目標ですね。前期の中間目標が今年度の3月まで、これで0人なんです、ずうっと。10人全部男性。これを新年度は改めるべきだということを委員会協議会で申し上げました。で、この66万円について、新年度、使い方ですね。ちゃんと女性も入れるのか。

この3月末の数値目標は27%ですね。市全体の男女共同参画の数値目標を著しく足を引っ張っていると同じ言葉で前に申し上げましたが、一人も女性を入れない。これは新年度事業としてどういう方針か。もう決まっているんじゃないかなと思いますが、4月から決めるのであれば、ちゃんとどのように考えているのか教えていただきたい。

それからもう1つ、同じ人ばかり。さっきから私が癒着と言っていたものですね。これも既に申し上げておりますが、10人のうち6人まで、お1人亡くなられましたが、6人までが12年目、任期が2年なのに今6期目ですね。で、この3月で任期が終わるわけですから、27年度は入れかえをちゃんとするのか。しかも、ある政治家の後援会絡みの方が圧倒的に多いと。で、お1人は県の指導員も兼ねていらっしゃる。私、県の青少年育成、男女共同参画と同じ担当課ですので、電話して問題点をいろいろお聞きしました。

市の答弁と全く一緒ですね。地域の実情に詳しい人がいいとか、上限は設けていないとか、そんなことを言ったら瑞穂市みたいに新しい住民がふえるところで、新しい人は一切入らないことになりますよね。あのときに申し上げたのは、地域リーダーの育成が大事だと総合計画でもわざわざ書いてあるのに、こんなやり方では地域ボスばかりになるんじゃないですかということも申し上げます。

ということで、以上、男女共同参画の数値目標からいって青少年育成推進員が全員男性で変えないというやり方と、合併前からですよ。お1人の方は通算22年目ですね。25年目という方が亡くなられたのでやめましたね。それから、親子でやっているというのもありますね。すご

いですね、瑞穂市って。こういうのをこの66万円、少ないんですけども、これ10年も20年ももらっていたら、かなりもらっているという指摘もありますよね、市民から。

ということで、27年度からこの事業を、私が言っているようなことは全然別に変えるつもりはないのか、改善していきたいのか、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

この件については、教育委員会の中でも一応話し合いをいたしました。その中で、報酬につきましては10人見えるということで、多くて1人11回になるんですけども、それ以上に活動はされております。この中に市民会議とか研修とか、そういうもののほかに、この青少年推進員の方たちは校区活動や何かも積極的に参加されておりますので、もちろんそういう活動については報酬は払っておりませんので、それ以外で最高11回の上限を決めて報酬をお支払いしているというだけで、本当はもっとたくさん活動されております。

ということで、年間の活動でいいますと、同じではないですけど社会教育推進員さんとか、そういう活動をお願いしている人もおりますけれども、そういう方よりははるかに活動は多いのではないかなということを思っております。ですから、女性じゃなくて男性しかだめと、そういう考え方はありませんので、女性でも積極的に地域にそうやって貢献していただける方があれば大いにお願ひしたいと。

ただその選考の中で、どういうふうに今そういう人選をしているかという中で、やはり地域のことがよくわかっている人を推進員さんになっていただければ活動自体もうまくいかなだろうし、それから校区の実情ですよね。自治会長さんとか区長さん、そういう方にもいろいろお願いすることがあるということですので、その辺をよくわかってみえる人ということで、事務局の中でも候補の対象というふうに選んでおりますので、そういう方が見えればどんどんなっていただきたいということは思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 聞き間違えていらっしゃるんだと思いますが、上限は報酬を言ったんじゃないです。任期の期数です。長過ぎるということをやったんです。

女性でも見えれば、あれば、だから癒着だと申し上げたんです。クォーター制というのがございますね。ずうっと女性が0人なんですから、もうここはクォーター制をその事業に取り入れていただく、3分の1にするという目標で。つまり27年度からも改善する予定がないということですか。そこだけ教えてください。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今年度お2人の方がやめられるということですので、そういうとこ

ろで次どういう方をお願いするかということと一緒に今考えておりまして、そういう中で女性の方があればと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） やめられるということ、自主的にやめるまではやっていただくわけですね。そういう言い方ですよ。女性があればとか、教育長さんのこの間の答弁では、帰りが遅くなるから、女性は危ないから、どういう時代ですか。車でみんな帰るでしょう。

ということで、姿勢がないですね。後は文教で、私も任期1年ですが、改善を求めていきたいと思えます。

それから、4つ目の単独事業、先ほど補正でちょっと申し上げましたが、生活訓練所、通称ふれあいホームみずほの事業委託料が192万円上がっております。延べ人数が、先ほど申し上げましたが、24年は43人、25年は41人、26年度は37人とさっき言われましたね。延べ人数ですから、実数はもっと少ないわけですね。実数は今わかりますかね、ちょっとわかりませんかね。後で実数を教えてください。

ということで、大変立派な建物を瑞穂市は持っているのに実際は使えないんです。使えないんじゃない、使えない人もいるんですね。で、私が今まで仲立ちして断られたのは、5時から使いたいと。5時まで働いていらっしゃるんですよ、障害者の方がね。お母さんが、自分亡き後、生活がちゃんとできるように一緒に訓練したいと言ったけど、5時までに入らなきゃだめだ。この規則では4時からとなっていますね。でも、月曜日から金曜日ですから、ウイークデーですから、働いている人はそれが終わらなければできないんですよ。それから土・日はできないし、これが1点です。時間ですね、利用時間。

それから、使える人が条例で身体障害者手帳と療育手帳を持っている人だけという理由で、カウンターで断られております。この方は発達障害者でいらっしゃいますので、精神福祉手帳ですかね。この人は使えませんと。もう本末転倒だと思いますよ。発達障害者の人は軽度と一般に言われますが、訓練すればできる、本人も訓練をしたいなあと思う人が中に多いんです。これをぜひ使えるようにしていただきたい。

それから、第4条では訓練対象者は宿泊するとなっていますが、別に料理を覚えたいとか掃除を覚えたいとか、いろいろ生活ってすごい雑多ですよ。その子ができないことを訓練したいわけで、親もわかっているわけで、宿泊しなきゃ何でだめなのかと、これも変えていただきたい。

それから、相応の援助及び指導のもとにと、これを委託していますよね、今指導員を。でも、何とかのおばさんに料理を習いたいとか、それから親が教えたいという人もいます。これは認めないみたいな条例になっていますが、こういう点を改善していただきたいと思いますが、

検討していただけますでしょうか。

大変税金を使うのもったいない、そして生活困窮者自立支援法のもとに自立する人をふやすためにもお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） くまがい議員からの御質問でございますが、時間のことということでございます。

母親がお勤めで……。

○2番（くまがいさちこ君） 違いますよ、本人です。障害者枠で就職しているんです。

○福祉部長（高田 薫君） 今後、この4月から生活困窮者の支援対策が地域包括ケア、いろんな方面で、地域で見守り、地域で生活していただくよう、こういう流れが来ておりますが、そういった中でなかなか地域の皆様方の理解がすぐあるかということ、そこも難しいことかと思えます。そういったまだまだ時間をかけて皆様方の理解を得ていかなければ、実施できていけないという部分がいろいろあるというふうに感じております。

それは改善していかなくてはならないというふうに感じておりますが、主に今のところの規則、条例の中では、先ほどおっしゃったように身体障害者福祉法による身障手帳とか療育手帳、こういった手帳をお持ちの方が対象ということでございます。こういった方々に関しましては、親さんが亡くなった後、それぞれ生活の訓練ということで、将来のグループホームへの入所ということも視野に入れての訓練ということをまず入れておるところです。

さらに最近、おっしゃったように精神障害、発達障害、そういった方々もいろいろ地域で孤立しておみえになるとか、地域に埋もれておみえになるということは承知はしております。そういった方々の社会生活へなじんでいただくというところから、こういった新たに始まる制度の中でそういった方々が当然出てまいりますので、そういった方々のそれならどうするんだというところにつきまして、すぐには対応ができませんが、そういった方々への対応を考える中で、ふれあいホームみずほの運用の仕方ということも、またさらに追加するというのも考えていかなければならないかなというふうには今現在考えております。

ただ、それはすぐにできるということではないかと思えます。また、社協へ委託しておりますので、社協の体制ということも考えていかなければならないというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（若園五朗君） 時間が来ましたので、以上の質問で終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は午後2時から会議を開きます。

休憩 午後0時40分

再開 午後2時02分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号平成27年度瑞穂市一般会計予算について、引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人。

議案第24号平成27年度瑞穂市一般会計予算について、ここは総務委員会に付託されておりますので、私も総務委員会に所属をしておりますので、少し概要だけ確認させていただきたいと思っております。

本年、瑞穂市福祉センター等改修工事について、臨時議会等で話し合われてきました。今回、2月の説明会のときにおいては、2月13日について入札がありました。そのことについては、入札4,030万円で落札をしたということでございます。瑞穂市福祉センター改修等に関してということでありました。また、そのときの福祉部、事務所の体制についてということでも説明がありました。

しかし、今回の予算についてということでもありますので、少しこれはたればというようなことになるかもしれませんが、確認をしていきたい事業であります。

臨時議会において、執行部の説明では、この部分については、福祉センターの改修についてはそれぞれの補助金、交付金についてはもらえるものがない。そのようなことの中では、今現在、臨時議会においては福祉センター改修に至っては補助金等がつかないという説明でありました。しかし、瑞穂市としては福祉はおくることができない、また福祉施策においては瑞穂市としては大変おくれたということでありまして、市長も謝罪の言葉がありました。

しかし、27年4月からは早速進めなければならないということで、臨時議会においても議員が承認をして進めさせていただきました。これは27年度、一刻も早くおくれを取り戻すんだという体制でありました。

しかし、もしかしたらこの27年度予算にそれぞれの交付金、まち・ひとというような交付金事業が絡み合ったとしたら、もしこの数カ月おくれるだけで、この福祉施策の交付金がつく事業体制が本来とれたんではないかといったところが、この説明書の中においても、そのときにおいても、地方創生の説明の中においても、福祉施策についてもこの部分については触れられております。

その部分について、ひょっとしたらこの数カ月待てば27年度予算に組める、もしくはいろんな条件によっては補助金、交付金がついた、4,000万が少し瑞穂市の財政がそれで負担が少なかったんではないかということについて、福祉部長のほうにお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 庄田議員の御質問でございますが、建設事業費に関しましては対象

にはならないということを聞いております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 改修事業、またその他の内容についても、それぞれの拠点の場を設けるのであれば、その部分からも少しは、この施策において案件として話し合う部分があったのではないかということを感じておりますが、いかがでしょう。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 今回、ほかにソフト事業で絡めてというところがあれば、可能性としてあったかもわかりませんが、ハードの改修という事業でございますので、まち・ひと・しごとにかかわる交付金の範疇には入らないというふうで判断をいたしたところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） この創生事業においては、なかった、ひよっとするとということでも私も確認として、補助金がおきるのではなかったのか、行政の体制として、もしかすると数カ月おくらすことによって補助金が入る体制が整えられるというような、その予測まで整えられたならば、本来4,000万の事業がもしかすると半分、もしくは3分の1といったような、何分の1かでも、少しでもあった事業にならなかったのではないかなあということをし、この数カ月おくらせることでといったような質問でありました。また、改修工事に至ってはということでありましたので、本来のこの創生事業について、改修工事は本当にゼロということの御回答でよろしいのでしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） そのように解釈をいたしております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） ありがとうございます。

やっぱりこの部分については、4,000万の工事費が少しでも無駄にならなかった。数カ月待てば交付金がおきたよということで、後でならないよということで確認をさせていただきましたので、また適切な行政執行、もしくはそれぞれの交付金をしっかりと予測しながら、今後をお願いをしていきたい。将来に大きなツケとならないようお願いをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第25号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第22、議案第25号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

先ほど補正で聞き忘れましてので、予算の中で1つだけお聞きをしておきたいと思えます。

まず、国保税の滞納状況はどうなっているのかということですね。短期の保険証、さらには資格証明書の発行状況はどうなのか。

それを踏まえて、実際問題、そういう資格証明書をお渡ししておられる皆さん方の生活実態というものはどうなのか。収入だとか、あるいは仕事をされているのかとか、もっと言えばサラ金のお金を借りてはいないかとか、あるいはギャンブルに依存をするような状況に陥っていないかどうかとか、そういうことの話というものは、その滞納整理の中で具体的にどういうふうに話し合われておるのか。

といいますのは、自立支援法の関連で就労支援がございましたけれども、そういう方々に対して実際仕事を、不定期だとか、就労したとかいう人もおられると思うんですけれども、行政との相談にリンクしながら、実際短期保険証だとか資格証明書を発行しなくてもいいような状態に、どういうふうに援助していくのかという具体的な方針を持っているかどうかということを知りたいわけでありまして、簡単ですけれども、1つだけお聞きをしておきます。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの西岡議員の質問に対してお答えをいたします。

まず国保税の未納の件でございますが、平成25年度の状況は、この9月の決算時期に議会でも報告をさせていただいておりますが、国保全体としましては現年分と滞納分ということで、現年分がおおむね1億1,600万円、また滞納繰越分にあつては2億8,500万円、合わせて4億150万円ほどというのが平成25年度の決算状況でございます。

平成26年度にあつては、まだ納期の途中でございまして、額については何ですが、徴収率と申しますか、昨年との比較の状況をお知らせしたいと思います。現状、2月末現在におきましては、現年分にあつては0.13%伸びております。徴収率がアップしております。また、滞納繰越分にあつては3.27%アップしております、合計では1.06%のアップになっているのが2月

末の状況でございます。

続きまして、短期の保険証の状況でございますが、昨年は短期の保険証の世帯数が1,341世帯であったところ、ことしは、現状でございますが845世帯と少なくなっております。

そして3つ目の、生活実態と申しますか、滞納者の方の状況ということでございますが、医療保険課においては、ふだんから納税相談を開いておりますので、お話を聞かせてもらう中で納税誓約なり、いろんな形で進めております。それぞれの家庭の状況が当然ありますので、そういった実態も聞き、また家計のやりくりですね、収入が一月どのぐらいあって、どういった経費がかかっているのか、どこかで見直した生活ができるんじゃないかということで、一つ一つ聞いております。そういったことでお約束をしながら、次へのステップへ進めていくというところでございます。

ただ納税相談とか、どうしても見えなくて来られない方ですね。そういう方についてはそれなりの対応をするということにもなろうかと思っておりますけど、来ていただければそれなりの状況を把握しながら1つずつ進めていきたいという対応でやっております。以上でございます。

○3番（西岡一成君） 資格証明は。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 資格証明書については、昨年が114世帯、ことしは90世帯ということでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第25号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について、数点お尋ねしたいと思っております。

予算書からの質問でございます。

平成27年度の国民健康保険の会計予算ですね。これは総額60億2,358万ということで、前年度より11億2,458万円増加しております。これは率にしますと23%というふうになっております。

予算書の内容をずっと見ていきますと、国保税は4,000万円の減額で12億2,448万円、前期高齢者交付金で1億6,680万の増、それから保険財政共同安定化事業交付金で8億4,200万円の増で計13億4,592万円。次、繰入金では1億500万円増の6億500万円となっており、率としますと21%増となるんですけども、そこでお尋ねしますけれども、平成27年度の予算書の中の基金ですね、これは1億8,000万を繰り入れておりますね、基金から。そして基金の積み立てのほうに今度は1億1,856万円を見込んでおるということですね。

要するに、健康保険税の減額分4,000万円を基金から取り崩して充てると、こういった予算

であるというふうに考えられますけれども、まず最初に、どのようなお考えなのかお尋ねをしたいと思います。後は自席のほうでやります。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

議員がお話ししていただきましたように、平成27年度国保予算につきましては60億円という大きな予算となりました。これにつきましては、今お話がありましたように、大きく伸びているところが共同事業の拠出金の関係で9億円ほど伸びているというようなことが大きなことでございますし、今御質問されました国保税の4,000万円の減が最終的には、基金の1億8,000万円の取り崩しに対して積み立てる額との差額ではないかというようなお尋ねかと思っております。

基金につきましては、平成26年度補正予算でもお世話になりましたように、途中で補正をさせていただいておまして、一月の運用といいますか、1億8,000万円要るということで当初予算として組ませていただいたわけで、補正での対応をなるべく少なくした当初予算と変えたわけですが、結果的に松野議員さんも言われたように、国保税の4,000万がこの分に追いついていない、積み立ての額で減になっているのではないかとということですが、私のほうは国保税の減をそこで補うという形ではなくて、国保全体の予算を組み立ててみると、たまたまその額に近い数字が来ているということかと思っております。

先ほども言いましたように、共同事業拠出金がレセプト1件30万円以上から80万円以下ということで、保険財政安定化事業が繰り延べられておりましたが、27年度から30万円以上を1円以上ということになりまして、大きく予算がふえました。そういった中で総予算が捻出されておりますし、たまたま保険給付費の関係の平成26年度の予算状況を鑑みた来年度の予算とか、全体的に見ての予算をつくり上げておりますので、御理解のほどいただきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 大きな額的には、今言われました交付金の関係であるというお話ですが、これは保険財政共同安定化事業交付金の文言を調べました。

これは、県内各市町村国保機関の保険料の平準化、それから財政の安定を図るため、市町村国保からの保険財政共同安定化事業拠出金を財源に、療養の給付に要する費用について、30万円を超えるレセプトの8万円を超える部分の総額の100分の59に相当する額から高額医療共同事業交付金の交付額を減した額が国保連合会から交付された。

ということは、要は岐阜県の連合会から各市町村へ来るわけですね。別に、それに見合う金も出すわけですが、それはわかりましたけれども、今の説明ですと基金を余り当てにしないようなお話をされておりますね。ということは、26年度の9月にも一般質問の中で基金の

使い方について質問をしました。

そのときの部長さんの答弁からいきますと、国のほうから基金については給付費の3倍ということで目安として来ておると答弁されておるんですね。けれども、この予算書から見ると基金を崩しておるんや、実際ね。不足分を基金から崩しておるわけやね。あのときの話やと、基金は使わないような話、要は3倍持っておらないかんと言っておるんやわね。言っておるにかかわらず、崩しておるんやわね。ちょっとこれつじつまが合わんかなあと思うわけですけども、どうですか。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 基金につきましては、前にも皆さんにお話をさせていただいたんですが、1億8,000万円崩させていただいた中で積める分は積みますと。積んでから崩すということではなしに、基金を崩させていただいて、その基金を運用する中でどうしても支払いがありますので、決算のように、最後締めたら5,000万の赤字やとか、例えば結果2,000万の黒字やとか、それは最後締めた時点だけのお金であって、実際には毎日、毎月積み重ねで、納期が年8回ありますし、支払うものも支払わなあかんのですね。

前にもお話ししたように、一般会計からお借りしておるようなことではいけないという監査等の御指摘もありながら、自前で基金があるんだから、ちゃんと運用してうまくお金を回さないといけないところから、基金の1億8,000万円の取り崩し予算をしているところでありまして、予算組み立ての中ではなるべく、運用できれば当然使わないんでしょうけど、お金が回らないので崩させていただいた中で運用していくというところで、また補正予算にあっては取り崩しの額とその積み立ての額との差が生じているのが現状ですが、これにあっては、また確かな数字が出てから対応していきたいというようなことで、また積む努力をしていきたいというところがございますので、予算策定時にはこういった形でしかまとめることができなかつたのが現状でございます。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今資金の運用のために基金から使っておるというけど、実質は、1億8,000万やけど1億1,000万が基金に入れるということは7,000万赤字ということですかね。基金を崩しておるという、そういうふうでいいでしょう。そういう意味やね、違うの。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 平成26年度もまだ決算を締めているわけではございませんので、平成26年度も同様な形で、補正予算では取り崩す額と積み立てる額が一緒、あるいは基金で積んでいるという状況には至ってなくて、取り崩す額のほうが多いのが現状、今のところでございます。

またこれは、決算あるいはその状況を見ながら積み立てたいということで、今までもお話をさせていただきまし、今回、27年度にあっても、全体を見渡しますとどうしてもその結果論で、今のところ予算組み立ての中では積立金のほうが少ないのが現状ではございますが、いわゆる歳入がその分出てれば積んでいきたいというところがございます。

皆さんにもお話ししたように、平成25年度は五、六千万の赤字だったと思うんですが、そういったことで国保の保険料も改定をして、26年度、そして27年度の部分をトータルしてとんとんにしていきたいと。26年度は恐らく黒字になるでしょう、あるいは27年度は赤字になるでしょうというようなこととお話を進めてまいっているところがございますので、最終的には26年度の決算を見ながら補正対応なりしていきたいと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 基金の話は、どう言ったらいいんですかね。これ、もう二、三年のうちに国保は広域化になっていくわけですね。

岐阜市やと、その基金を使って国保の運営をしていますね。瑞穂市の国保もそういったことを勘案しながら運営していかなあかんのかなあということで質問しておるわけです。多分、近隣市町もそういうふうな考えでやっておると思うんですけれども、情報的にあればお聞きしたいです。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） その基金の話は、岐阜市にあつては過去、記憶でございますが、五、六年の間に大分基金が積み立ててしまったと。そういった中で、保険料改定をしながら基金を使っていくというところかと思いますが、先ほども申しましたように、瑞穂市の基金状況がどういうことかといいますと、今回の予算概要の一番後ろのほうのページでございますが、388ページにありますように、平成25年4億4,000万ですが、以前は5億円ほど、あるいはもっとあったかと思いますが、徐々に減りつつあるというのが現状でございます。

388ページには、25年度末で4億4,000万、これは5,000万円ほど減されたわけですね。そんな中で保険料改定をお願いした中で、現状では26年度末が4億1,700万円、また27年度の現在の当初予算にあつては1億8,000万の取り崩しに積み立てが1億1,800万ということで、約6,000万円ほど減の予算組み立てになっておりまして、27年度末が3億5,500万円ということで、保険給付費の先ほどの3倍の基金が理想だという話の中にあつては、下がってきているのが現状でございます。

ただ、26年度の見込みについてはあくまでも補正予算の状況でございますが、決算が出たわけではございませんので、先ほども申しましたように、当初の保険料改定にあつては26年度が

プラス、27年度がマイナスという予測のもとでスタートしましたので、26年度最後締めてみないと、この数字も正式にはわからない。当初の私たちの思いの中では、基金はこの額にあってもいわゆる繰り越しの額がふえて、27年度でその分積んでいけるというふうには予測はしておるわけですが、そういった中での基金となっておりますので、もうしばらく決算の出るまで、まだ正式には26年度が見えてきませんので、その見えた段階でまた対応していきたいと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 国保の広域化が具体的になっていきますので、各市町の健康保険の運用状況、各市町わかっていますので、そういった連合会の中でいろいろ最終的に詰めていかれると思いますので、この件については以上にしますけれども、次に、国民健康保険税の賦課限度額について、ひとつお聞きをしたいと思えます。

限度額については、制度改正で平成26年、27年度に瑞穂市は医療分とか支援分、介護分、この3つの区分で限度額81万円になりました。先日の会派説明時に、平成27年度の国民健康保険のお話の中で、限度額が引き上げになると言われておりましたが、どのような引き上げの内容になっているのか、お願いをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） お答えします。

27年度は、今政府が1月14日で平成27年度税制改正の大綱を閣議決定しております。その中で、27年度は課税限度額が基礎課税分については1万円アップ、そして後期高齢者支援分が1万円、介護納付金が2万円、合わせて4万円を上げるということで、合計で81万円を85万円にするという内容でございます。

もう少し詳しくお話しさせていただきますと、基礎賦課分が51万円を52万円、後期支援分16万円を17万円、介護納付分を14万円を16万円という改正の内容になっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 国保の限度額については、1月の初めに閣議決定をされておるわけですが、平成27年度の予算書の中ではこの分を見て積算してあるのか。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） そのとおりでございます。

今の4万円の引き上げる分を鑑みて計算しております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 限度額を引き上げた分をここで見込んで、ここへ入れてあるということですね、予算を。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） そのとおりでございます。

4万円を引き上げての積算をさせていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） まさかそういうことと思いませんでしたけれども、限度額分のプラスを見込んだ予算というお話でございます。

じゃあ質問しますけれども、見込んであるということは、もうこれ専決処分をやったというふうに解釈していいんですね。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 正式に通ればということでございますが、通ったら、税制改正等の法案が動きますので、それによって税務課のほうも3月31日でも専決をさせていただいておりますが、国保についてはいろいろあるかと思いますが、今回は、今は上限の話をされましたが、上限だけではなくて軽減の分がございます。低所得者にあつては保険料の軽減措置拡大ということで、物価の上昇等の経済動向を踏まえた見直しということで2割軽減の拡大でございます。

具体的には、基準額33万円に足す47万円掛ける被保険者、この47万円掛ける被保険者というのは、現在45万円掛ける被保険者となっておりますので、2万円分アップですね、被保険者が3人おれば6万円分アップというような積算となります。

また5割軽減にあつては、基準額33万円に足す26万円掛ける被保険者、これによつては24万5,000円を26万円ということで、被保険者1人当たり1万5,000円のアップという計算でございます。

そういったことで、低所得者の保険料軽減措置拡大といった低所得者対策がございますので、それと国保の上限はセットでございますので、この上限にあつては超過世帯割合といいまして、現在被用者保険ルールといいまして厚生年金やら共済年金等々、最高級の割合が1%から1.5%と法定化されております。そういった被用者保険とのバランスを考えて、国保にあつても1.5%に近づけるようにということで、段階的引き上げをするものでございます。

また、被用者保険については28年度から上限を3等級また上げられます。そういったことで国保の上限額4万円をとりあえず上げるというところがございますので、そういったバランスでの引き上げ、そして低所得者対策、両方の改正がございますので、両方セットのお願いをし

たいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今回、この限度額について質問して初めてわかったんですけども、平成27年度の予算の中にそれを見込んでやっておるんですね。それを多分説明はなかったと思うんですね、具体的に。そして議案を通して、可決すればそれで終わりというようなことで来ておるわけですね、流れとしては。けれども、この限度額については、以前から言っていますね、専決処分はしないでほしいと私も言っていますし、西岡議員も前回の質問した前にも言っていましたね。

専決処分というのは、緊急を要する場合とか何かに行うものですけども、こういった定例会の中でやるんだったら、そういった限度額についてもしっかりと説明してもらわなアカんですね、この予算に入っていますよと。初めてここで質疑してわかったわけですよ。これはちょっと議会のことを軽視している、こういうふうに言わざるを得ないですね。

あと軽減策については2割軽減とか5割軽減、いろいろあってこれはいいと思うわけですけども、要はこの限度額と軽減策については、今何かセットで行うというようなことでしたね。ちよっともう1回確認したいんですけど。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 税制改正がそういった形で低所得者対策に関するものと、先ほど申しましたように超過世帯を1.5%に近づけるという上限枠、課税限度額の引き上げという2つのものが税制改正で出ておりますので、そういった対応、そういった準備を進めているというところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） ちょっと認識不足で申しわけないんですけども、どうもセットでというような考え方です。

これは、国がいつてる限度額、地方税法の中でやっておるんですけども、この税制の制度の内容については、高所得者から税を取る、これは否定をするわけでもございませんけれども、軽減と一緒にということは、別の方法で書いていくのが適当ではないかというふうに思うわけですけども、副市長、どうですかね。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今の御議論は、実は26年度の予算のときに議論がされた内容で、結局3月、税制改正の資料等が国のほうから来るわけですけども、それを勘案するかしないかというのは、どうなるかというような話があったんですね。

そのときに、県下の大多数の市町が専決処分ありきで予算を組んでいるということで、当市においてもそういった手法を取り入れたいという話をさせていただいたんですね。そのときは、消費税が8%に上がることによって軽減世帯の割合が変わったんですね。ですから、その税制改正が行われるという前提のもとで予算を組み上げた。そのときに、それ以前は専決処分によることなく、1年おくれで最高限度額を引き上げておったんですけれども、26年度も2万、2万に上がったはずなんです、26年度のときにそれを先取りするような形で、専決処分があるという前提のもとで、税制改正がなされるという前提のもとで予算を組んだということなんです、27年度においても同様の観点から予算を組んでおります。

その結果、上限額は2万、2万で4万円上がりますが、先ほど市民部長が申しましたように、軽減措置についても、いわゆるそのような税制改正がなされるという前提のもとで軽減措置もしておりますので、セットという表現が妥当かどうかわかりませんが、いわゆる税制改正を見込んだ予算編成を行っているということですね。

その論拠は、やはり地方税法の改正等を踏まえて、いわゆる税の歳入等も見ておりますので、同じ論法でもって予算組みをしているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 当市の国保の税額については、平成26年、27年に幾らという限度額を決めましたね。平成27年度はその初年度になるわけですけれども、そういった26年度の運用状況をよく加味して、この27年度予算で限度額を上げてきたのか、そこら辺どうですか。検証したのか、そこら辺は。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 平成26年度にありましては、今回の議会で3月補正をお願いをしておる状況でございます、歳入にあつては3月補正で国保税を115万5,000円増額させていただいたり、国庫支出金を2,600万円ほど減額させてもらったり、いろいろ増減させていただいて合計で国保補正としては5,922万4,000円の減額をさせていただく3月補正の提案となっているのが現状でございます。

そういった中で、先ほども申しましたように、この3月補正は財源にあつても特別調整交付金などなど、まだ申請の前ということではございましたが、見れるものをなるべく積算して、いわゆる実績バージョンに近づけるように予算を組み立ててきたところでございますが、先ほどの3月補正は5,922万4,000円の減というのが現状になっております。

ただ、先ほども申しましたように、26年度はまだまだ決算が出ているわけではございませんので、最終的なことは申し上げることができませんけど、その実績を踏まえて、また27年度予

算で補正も対応していきたいと思えますし、27年度の当初予算にあつては、その時点でわかる範囲で予算組みをさせていただいておるところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今の部長さんのによりますと、平成26年度、今時点で減額をしておると、5,900万、そうでしょう。

そうすると、まだ途中でわかりませんが、別に政府がいつておる、この値上げ分の限度額ですね、この上限。これについてはもっと精査をしていただく、そして上から言ってくる限度額じゃなくて、やはり自分たちの国保運営の状況をよく鑑みながら、国のいつておる限度額、これはある程度参考だというふうにするわけですね。それにしなさいとか決めていませんので、裁量でできるとするんですよね。そこのほうもしっかりとしていただきたいというふうに思っています。

先般の閣議決定の内容をインターネットからとってきましたが、まだまだこれ、いろんなことが国保の加入者に対してしわ寄せが来ていますね。食事の負担のことも書いてありましたですね。入院時の食事代の自己負担は、今の1食260円から2016年度には360円、2018年度からは460円にすると。それから、紹介状なしで大病院を受診する場合は、2016年度から新たに定額負担を求める。負担額は5,000円から1万円のうちで検討する。国保というのは、どの市町も財政的に脆弱な団体であるというわけですね。そこへ国のほうは一方的にやってくるわけですが、2018年から広域化が始まってきますけれども、その中でいろいろと連合会の中で議論していただくということが大事じゃないかと思っていますので、よろしくお願ひしたいということで終わります。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第26号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第23、議案第26号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第27号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第24、議案第27号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第28号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第25、議案第28号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番 くまがいさちこです。

瑞穂市処理区下水道事業施設整備事業6,800万円について、総括的な質疑をいたします。これは先ほどちょっとミスをしましたが、平成27年度予算のうちの一般会計、下水道事業特別会計繰出金がこちらに来たということでございますね。

まず初めにお聞きしたいんですが、全くの新規事業ですね、平成27年から。計画では償還期限も含めると60年間に及ぶ大事業ですね、計画を読みますと。その平成27年度は1年目になるわけですから、よっぽど慎重に、また市民に対しても丁寧な説明が必要であると思います。

ということでまず確認したいんですが、この瑞穂処理区の下水道事業ですね。瑞穂処理区は、2月19日の全協でいただいている資料を見ますと、瑞穂処理区の該当地区は瑞穂地区と中地区と、こういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。これが向こう60年間、償還が終わるまでの事業として続くという意味でよろしいですか。該当地区をまず確認したいと思います。

後は自席でお願いします。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 19日の全協でお示ししました今回の特別会計で6,800万を計上

させていただいたのは、瑞穂処理区というのは、お手元に図面があるかどうかはしれませんが、瑞穂処理区と、それからいわゆる中地区ですね。黄色でくくってあるところですけど、これを含めた全体を瑞穂処理区ということで、この特別会計でスタートさせるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 瑞穂処理区、向こう60年間にわたる計画が始まるわけですね。旧巢南の中地区、あと瑞穂地区ですね。

次に確認をしたいことは、60年間にわたる第一の初年度に上げられている予算の6,800万円は、ここの予算概要にございますように、主に調査測量委託料、ほかにちょっと細かいのがありますけどね。

平成27年度はこの事業で使うのはこれだけですかね、ここに上がっているのだけなのか、あと例えば用地費の購入などは補正で出てくるかもしれない、出てくる計画があるのか。平成27年度初年度の予算の見込みですね、ちょっとそれについて確認したいと思います。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 少し、今くまがい議員のおっしゃる中で事前に確認したいんですが、60年間とおっしゃいますけど、我々が今言うのは30年間で約360億弱の全区域を整備しますよということを常々申し上げておまして、今おっしゃられる60年間というのは、我々のホームページで公表しております全体計画でお話しされておると思うんですけど、60年間というのは後半部分を見ていただきますと、そのでき上がった分のさらに更新が入っておりますので、我々の認識としては30年間で、この事業を一旦全体を整備したいということをもまず御確認させていただきたいと思います。

その中で、今27年度の予算は今おっしゃられたような測量調査費というようなことで、概要にお示ししてある内容になります。

じゃあ用地費はどうかということも、先ほど、まだこの先ですよということもちょっと私お話ししましたが、26年度の予算では都市計画決定、それから下水道法の事業計画の策定、それから都市計画法の事業認可、後半の2つについては27年度へ繰り越しをさせていただきますけど、この手続の済んでからの話というふうに御説明させていただいて、それを27年度の上半期に手続をとろうというふうでは今計画しておるわけなんですけど、実際に6,800万の予算の中には、まだまだ地元の合意が得られていないということは十分承知しておりますので、引き続き地元の説明会だとか、また必要であれば先進地ですね、下水処理場を大変心配されているということで、そういうところへ視察をしていただくような予算も入れておまして、26年度と変わらず地元への説明、理解を求めるような予算も入れておりますので、ちょっと用地費を

27年度で補正するかどうかにつきましては、今のところはまだ考えておりませんが、事業が促進されて進めばそういうことも起こり得ると思いますけど、いずれにしてもこれは国庫の交付金事業でありますので、その交付対象ということも、その年度途中でできるかどうかという問題もありますので、まだ今詳細にはお答えできる状況でないということだけ御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 整備事業については30年間ですね。

今、たしか230億と言われましたか。ちょっとごめんなさい、もう1回言ってください、整備事業の金額を。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 30年間で約360億弱、ちょっと切れるかというところです。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） そうですね。360億、350億、340億とかありますが、まあその程度ですね。

私がさっき60年間というのは、更新とか償還も全部含めたのが計画に出ていますので、それを申し上げました。

償還も含めると、プラス40億の金利の額だということも確認したいんですが、大体計画に乗っているのはそれでよろしいですよ。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 申しわけありません。今手元でその資料がありませんので、今お答えはできません。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） たしか、その差が後半30年で40億あるんですね。これは金利、更新も入るんでしょうかね。何しろ全体で60年間で400億ぐらいになっております。ですから、プラス40億円。

瑞穂市にとりましては、穂積町も、巢南町にさかのぼっても、過去このような大事業はもうないだろうというような大事業でございます。そして、つないでいただかなければ維持管理費も不足していくわけですから、70%、80%、最終的につないでいただけるという見込みで出発しておりますので、本当に慎重に丁寧にしななければならないということでちょっと質問させていただきました。用地購入のこともわかりました。

それで、次にお尋ねするのは、都市計画決定を打ったら、これが3月末か4月ぐらいというふうに聞いていますが、議会のほうの下水道推進特別委員会の会議録では、私は委員になっていまして記憶もあるんですが、一般市民の方は会議録で確認されてみえますね。

公聴会でそれを読まれた方が、都市計画決定を打てば強制収用もあるんやとか、できるんやとか、そういうことを推進特別委員会では発言しているということ、これはかなり納得しがたい。どんな話し合いで決まったのかというふうに不信や反感を持たれるのはごもっともだろうなあという発言を、公聴会でたしか陳述人が述べていらっしゃったと思いますが、都市計画決定を打った際、強制収用も最終的にはあるか。とことん御理解を求めるといふ姿勢をあくまで堅持したいか、堅持するつもりか、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 今のお話の中で、議会の下水道推進特別委員会の第5回、6回、7回が秘密会議だったと思います。その議事録が公表できていますので、その中の第5回で委員と執行部側とのやりとりの中で、強制収用という言葉が確かに出ております。それは、強制収用ありきというつもりでの発言ではないということだけ、まず御理解いただきたいと思いません。

先ほど都市計画決定と下水道法の事業計画と、それから下水道法の事業認可と3つお話ししましたが、まず都市計画決定だけでは収用というようなことはできないと。実は、その都市計画法の事業認可ですね、都市計画法の第59条になるわけなんです、これが県知事の認可になります、この認可がおりたら土地収用法と同等の効力が発するというをまず御理解いただきたいなというふうに思います。

それで、じゃあ最後は、市はという話なんです、当然のことながら、これは地権者の御理解をいただくのが100%いいわけなんです、極端な言い方をすると、本当に最後の1人、2人というような、この事業として賛成されている方が多い中でどうしても御理解いただけないという場合には、そういう事態もあり得ますけど、私どもとしては、そういうような事態に陥らないように御理解していただくように説明を努めていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） わかりました。

都市計画決定の事業計画策定時、これは向こう5年から7年間の整備について事業計画を策定した。そして、都市計画法第6条とここに書いてありますが、都市計画法の事業認可と下水道法の事業計画、下水道法第4条、この3つができてからそういうこともあり得ると。今の御答弁の中で少しほっとしますのは、ほとんどの皆さんの賛成は得たいということですね。

次に、第1次整備区域についてお尋ねいたします。

私たち議員に配られたので見ますと、本田団地と、それから先ほど私、下牛牧地区と言いましたが、これはJRの南ですよ。だから、下畑区域も含む下牛牧という意味で言ったんですけど、これ正確には違うんですかね。ちょっと確認させてください。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 第1次の整備区域として96.7ヘクタールお示ししました地図の牛牧の部分につきましては、JRの南へ下水処理場の立地するところまでということで、正確に言いますと下牛牧、下畑、それから牛牧団地も入っております。ちょっと私の言い方としては、自治会単位の呼び名でお話ししましたが、それと本田団地の本田団地という自治会単位の呼び名とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） この第1次整備計画の該当地区に対しては、まだ説明が行っていないということをさっき確認しました。

ということで、特に緑町が最初に入っていたことは市民は知らないかもしれませんが、これは入っていないということ、それから下牛牧、下畑、牛牧団地ですね。この辺が正確にやっぱり議員も知らないと不正確なことが伝わるといけませんので確認をいたしました。

それで、この該当地域ですね。特に中でも処理場の該当地、この計画区域の方たちに対して説明は、該当地域になっていると、該当しているということの説明はいつになる予定でしょうか。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 市の計画を市民に知らず順番が反対じゃないかという御批判もある中ですが、まずお示したところを下水道管がどう入るだとか、あと下水処理場がどういう形で整備されるのか、本田団地へ行くまで下水道の幹線管渠がどうつながっていくのかというのを図面1枚で平面的に起こしてあるだけです。実際にじゃあ深さはどうだとか、管の太さはどうなのかとかいうのは、この中で設計をして、初めて第1次の事業費がわかって、その上でないと市民の方に御説明して納得できる計画の内容の説明ができないんじゃないかと僕は思いますので、今いろんな項目で優先的に整備するところということで全協のところ皆さんにお示ししました中で、やはりたたき台をつくらないとまず話にならないと思っていますので、26年度の予算で27年度へ繰り越す中で計画をこれから策定しますので、それができた暁には、特に牛牧の下畑の地区につきましては下水道管の整備するのと処理場を整備するのが具体的に設計図ができ上がるので、それらも含めて、その際には御説明はしていくつもりです。細かい話をしますと、隣には国交省がやる河川改修とか牛牧の配水場の整備だとか、とにかく他の整備計画も一緒に整備しないと、こっちだけ説明して、こっちは説明しないというふうに、

国、市がやるから、縦割りだからというような、そんな冷たい説明の仕方もないと思いますので、その辺は足並みをそろえてはっきりした図面でもって説明に上がりたいというふうに思っております。

今は概略の中で、下畑の処理場につきましてはこういうふうですよということで、自治会と地権者を特化したと言ったら失礼ですけど、御理解を求めている状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） この資料を見ますと、都市計画決定の内容は都市施設の中に処理場、管渠の種類、名称、排水区域、管渠、その他の施設と、これは計画をきちんとしてからでないと冷たいと言われましたが、多分市民の皆様は反対に受け取ると思うんです。

今そのお答えを聞きながら思いましたけど、まず7年、8年前からですかね、公共下水道をやるんだと。審議会、それから議会の特別委員会で話が始まり、ほぼ決まった段階で、やるんだという段階で、私、中学校区ぐらいでもいいから、できれば自治会単位で説明をしたほうがいいと言ったんですけども、これは実現しませんでした。

それで、市民に説明が行ったのは、最終処理場もう決まっていたけど、これはちょっと今そういうことで当たっていますという説明でしたけど、最終的にもう下水道をやることが決定しましたという段階で中学校区で説明したわけですね。非常に市民の皆様は、3点、環境上、集中豪雨とかありますね。あと財政計画、それから市民協働の観点から、いきなり決定して後に言われちゃうのと、その3点で非常に不安を持つ人が該当地区だけではないんですね、今ね。ですから、やっぱり全部決まってから詳しく説明されるということについては、行政への不信のみならず、その不信から非協力的な反感も招くと思うので、下水道計画に関してやっぱりそういう経緯があったことを踏まえて、該当地区にはまずやっぱり言うておいたほうが私はいいいと思うんです。もうできているわけですから、全部細かいところも決めてからでなきゃ詰めれないと言いますが、市民の感覚からいったら反対だと思うんです。

まず第1次の該当地区にしたいということを実際に丁寧に、市民の税金を使い市民のためにかつてない、これからもないという事業をするわけですから、本当に御理解を、頭を畳にすりつけてでも得るという姿勢が私は必要だろうなと思うんですけど、この点いかがですか。該当地区に今当たっている地域に、まず御説明をして、詳しくはこれからですがと、この順番でやるというのが私は当然あるべきだと。反感、不信をなおふやさないためには必要じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 今、くまがい議員がおっしゃるとおりだと思います。

ぜひ該当地区の方には、我々の話も聞いていただきたいなというふうに思います。

それから、ちょっと前段でおっしゃられました下水道事業をやるというのは、議会の検討委員会とか推進委員会、特別委員会をつくった中で、23年の8月に自治会長会議とか、11月からは本田小校区で、各校区でその翌年の9月まで、校区ごとに幾つかの自治会を対象に説明に上がっておりますので、下水道をやるよということについては、処理場の位置はまだ決まっていませんでしたけど、その点についてはできる限りの説明は基本的にしておけるといって、今の事業が進んでいるということだけ御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） その辺のやり方も、市の見込み違いだと思うんです。

自治会長会議は、一般市民誰でも来ていいわけじゃないですよ。自治会長さんもかわりますよね。ですから中学校区とか、もうちょっと小さければ小さいほどいいんですけど、誰が来てもいいというオープンの会場を設けて一般市民向けに説明しておいたほうが、私はそう思っ
て提案したんですけど、いいなと思います。

自治会長会議でやったから、団地でやったから、団地が今一番必要とされているわけですが、やりましたというのは、ただやったと言えるアリバイづくりのためと思われても、だって、これだけ全体の市民のさっき申し上げた3点で不安や不信や反発もあるわけだし、ましてその中で一番関係ある該当地区からいい関係がつかれないというふうになっているわけですから、やっぱりうまくいかないときは、何でこれうまくいかないのかなど。あいつが悪いみたいな犯人を1人つくってもしようがないと思うんです。犯人は1人じゃないですからね、反発、不信を招いているのは。

ですから、やっぱり自治会や欲しい人だけじゃなくて……。

[発言する者あり]

○2番（くまがいさちこ君） どうして私のところだけそうやって言われるんでしょうね、やじを飛ばしている方。さっきの方も国保のことを延々とやられましたよね。

議長、やじを注意してください。私のときだけ、いつもやめてくれというのが来るんですから、議長、ちゃんと注意してください。よろしいですか。

そういうことで、やっぱり随所随所で説明が必要だと。本当に誠意を持って、市民の税金でやるわけですから、つないでもらえないと困るわけですから、それをしていただきたいです。

もう1点だけ申し上げますが、第1次の計画は5年から7年の事業計画になっていますが、整備事業だけで30年間、維持管理、更新、償還も含めると60年間になるわけですから、こういう要所要所で全体計画の資料を出しながら、今はこの時期ですということをやっぱり出すべきだと思うんです、そこだけ区切らないで。

私がこの事業に賛成した一番大きい理由は、もちろん必要だからです。水の美しさというの

は、きれいさというのは必要だからですが、計画に余り無理がないと思ったんですね。というのは4期計画に分けて、各期の間には接続希望、接続率の見込みと財政状況を立ちどまって考えて進めるという計画をお聞きしていますので、じゃあ、まあこれならいいかなと思って私は賛成してきました。

聞かれた場合は、そのようにも説明していますが、このことに関して、じゃあ間、間にはそうすると言われましても、1期の前にはしないんですかとお聞きしたいんですよ。望んでいるところはいいですよ、本田団地みたいに。ところが、そのほかのところですね、JRの南のここには要望ですね。接続希望とか、そういうものは聞いてから始めると、2期の前、3期の前、4期の前はやると言われましたが、1期の前にはそれは確認をとらないんですかとお聞きしたいんですが、以上です。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） いわゆる4期に分けて、その都度その都度見直しますよというのは常に言っておるわけで、また場合によっては、少し財政状況を見て立ちどまるときもあるだろうということは、我々は同じ意見だというふうに考えております。

それで、第1期のところを私どもはたたき台として計画を上げたいということで、そこにニーズがあるかどうかというところがございますが、本田団地以外のところについては、今牛牧地区についてどういう取り扱いをするかということは、ちょっと今具体的には考えておりませんが、やはりニーズが必要なところ、先ほどありましたように合併浄化槽が設置されているところに、目の前に下水道管を埋めても無駄だということもあるので、それらも含めて少し検討する必要があるかなあというふうに思っております。

それから、先ほどの質問の中で少し誤解があるといけませんので、自治会長会議と本田地区だけではございませんで、ほかの校区も全て、全市回ったということだけ御理解いただきたいと思っております。23年の8月に自治会長会議で御説明申し上げましたけど、23年の11月から24年の11月までは全校区、全自治会を対象に案内して説明をさせていただいたというふうで御理解いただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 全市回ったことは承知しておりますが、私が申し上げたのはもう少し前ですね。全部決まってからではなくて、市がこの下水道事業をやるんだと打ち出したときという意味です。

私は、あと集中豪雨、遊水池の問題と、それから市民協働、市民参画の観点から、あと一般質問で取り上げさせていただきます。以上で終わります。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は3時45分から会議を開きます。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時46分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計予算について、引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第29号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第26、議案第29号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第30号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第27、議案第30号平成27年度瑞穂市水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第31号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第28、議案第31号市道路線の認定について（その1）を議題としま

す。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第32号について（質疑）

○議長（若園五朗君） 日程第29、議案第32号市道路線の認定について（その2）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議案第32号市道路線の認定（その2）について、質疑をさせていただきます。

その2といったところで質問させていただいたのは、認定に関する基準といった資料がついている件で、2にさせていただきました。

昨年、産業建設委員会の中でこのようなやりとりがありました。このことについては、26年5月21日でございます。

奥田副市長が、都市計画内において通り抜けができない状況だけを見て、管理引き継ぎの道路であったにもかかわらずできませんよという回答をしてしまったといった物件がありました。このことについては、都市計画内である本田地区の案件でございましたということでありました。

このことについては、32条協議で照らし合わせて協議されなければならない都市計画内でございますので、その結果をもちまして、奥田副市長は、そういう段階において申請があったとき、以前の問題があったときに、同じ時期にこの通り抜けができないという案件でも、奥田副市長の言葉でございますが、通り抜けができないという形状だけで判断してしまったみたいなことがあったみたいですねということでありました。

そのことによって、この市道路線の認定に関する基準というものが新しくできました。この本田校区内でのことについては、堀市長も、この件は都市計画内本田地域でございまして、これは県のほうから開発許可を受けておる物件でございまして、当然これは認めなあかん。あれを事務局がこの基準に照らし合わせまして、ちょうど昨年3月から6月ごろにかけて、ちょう

ど同じ時期では県でございます。親族会社の名前が出ておりますが伏せさせていただきます。その同じ物件でございますが、それを認めなかったということです。本来、それにかけること自体、開発許可を受けておるんですから、当然そのままいいわけでありますが、ところが通り抜けできない部分であればだめだということで、これは認められんということを言ってしまった経緯があるといった物件であります。

また、今回、道路認定として出てくるのではないかと、出てくるのが当然ではないかなと私は考えておりました。このことについては、奥田副市長も寄附採納を正式に受けるということで、昨年度の、それについては速やかに2月7日に作成された瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱ということで、要綱でフォローできるということで、既にアクションを起こしているというふうに報告を受けております。それについては、寄附採納を正式に受けるということで補完ができるというふうに考えておるということを産業建設委員会の中で答弁されておりますので、今回、その物件は、この道路認定の中において認定がされないということと、今回はどのような案件で認定がされないのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 庄田議員の御質問にお答えいたします。

その後、業者さんに寄附採納の書類を預けておまして、提出を待っておるものでございます。今現状が、その当時から寄附をいただくに当たりまして、謄本とかそういうのを調べますと、開発の中の道路の部分が個人の共有という形で、その中に権利も発生しておまして、そこでのことで開発した業者と、その当時の申請等々を出してみえておった調査士さんのほうにコンタクトをとって、寄附採納願の通知を渡してあるわけなんです、そのような中の権利の関係とかお金の関係だと思っておりますが、その部分から、ちょっと私どものほうにいただける承諾の書類がまだ整っていないという状況で、今回の道路認定の申請の中、今32号のところでは上げておりません。そういうことでよろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） この物件については、本来、行政としては受けなければならない物件であった。その内容について瑕疵があったといったところでございます。反省をしておるところでございますというふうなこともたびたび出てきた物件でございますので、この部分については寄附採納の書類を渡してある。

本来、32条協議をしたときに受けていれば、その業者もしくは住民の方に迷惑をかけずに、その道路が本来市道認定がされていたならば、今そのような複雑なことにならずにあったのではないのでしょうか。

市の行政の手続の中でこのようなことが起き、今それが寄附採納の書類を渡してあるにもか

かわらずといっても、その後、断られてから寄附採納ができないということで、業者がその住民の方と交渉をしてしまったので、土地との関係上、道路もそれぞれの住民の人たちに分けられた道路になってしまったので複雑になってしまったのではないかなあというふうに、これは私が想像しますが、今それが本来なら道路認定がされなければならなかった案件ではないのか。

ということは、これは計画道路内でございますので、32条協議がされたということでありますので、そのときについて形態が行きどまり道路だと、通り抜けができないという形状だけで判断してしまったといった部分については、奥田副市長もどのように、その後で、その業者とのかかわりとしてしっかりと正式に受けるということで補完ができるというふうに発言はされておりますので、そこにはその業者、住民の方に迷惑がかかっていないのか。誠意ある回答が、もしくはアクションができているのか確認をさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） その当時は、窓口に見えられて問い合わせがあったときには、今、庄田議員がおっしゃられたように、通り抜けができないという形状のみでできませんよというお答えをしたんですが、向こうの意思としては、市道に寄附をしたいという意味はあったように聞いております。

ただ、それが判断ミスによって、そういった回答をしてしまって、向こうは寄附採納ができないということで結局分譲した、土地の所有者の名義に登記されてしまっておるということでございますので、これが寄附をしていただける状況にならないと、市も市道認定には出せないわけなんですけど、そういったことで資料の31の2を見ていただくとわかりますように、寄附採納とかそういう表現はあえて避けたあれになっておるわけでございますが、資料31の2の3条のいわゆる3号ですね、今該当していますのは。前号以外の開発事業において、市道要綱第12条に規定する公共施設との引き継ぎが完了している道路という表現になっておりますが、この引き継ぎが完了しているということは登記も市の名義に変えていただいた状況であるということをお前提としております。

ですから、今お話ししましたように、まだ登記がどういった状況かわかりませんが、速やかに進んでいないというような状況であるということで、その点については御迷惑をおかけしたなというふうな認識を持っておるところでございますが、そういった状況でないということで、まだこの議案としては上げられる状況でないということでございます。

この3号の適用については、必ずしも寄附をされるばかりが有利とは限らんわけですね。宅地開発をされた人が、寄附をしてしまうということは市のほうに既得権が移ってしまうんですけども、担保しておるといふか、自分たちで土地を購入しながら、将来ビルをつくるとか、マンションをつくるとか、そういうようなときにはいわゆる寄附しないほうがいい場合があるわけですね。だから裁量権といふか、そういうものを向こうに委ねた状況になっておりますの

で、それでもやはり市道として管理してもらったほうが良いなという場合は、開発業者が購入される人たちの意見を聞きながら寄附採納という形でやられることだと思うんですけども、2号の確実に管理を引き継ぐものと裁量権があるのと区別をしておるということで、今の状況では地権者の方に説明を申し上げまして、市は寄附を受けてもいいですよという話をして、その手続には入っておるところでございますが、先ほども都市整備部長がお答えしましたように、まだ登記のほうは完了しておりませんので、議案としては上げられない状況になっておるということでございます。

向こうの人の意思がおありであれば、登記等が済み次第、市のほうに寄附採納のお申し出があるんだらうというか、そのようにお話ししてございますけれども、そういった形で議案として上げられる状況になってくるんだらうと今の時点では解釈をしておるところでございますので、よろしくお祈いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 意思があればという前に、やはりこれは瑕疵ある行政責任としてあるということですので、間違えたから今このような登記になってしまった。本来、もとをただせば、市の業務の中で、下手したらこれは32条協議をしておりますので、協議をされたということは決裁も回っているのではないのでしょうか。その部分からいうと、大きな責任があるのではないかなあ。都市計画外ではない、内で行われたことなので、これは決裁として32条協議という協議の中で、開発行為の中にかかわったものでありますので、その責任についてはどのようにお考えなのか。この決裁についてはどのように回ったのかも、もう一度確認をしたいと思いません。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） そういった事実を、いわゆる百条を発端にして、市で調査した中では把握をしておったところございまして、そういった観点についての事実関係を議会にも説明してきたところでございます。

そういったもろもろのことを総括したいいわゆる責任のとり方というのを、さきの11月の臨時議会において、かかわった職員の処分並びに特別職についても処分ということで議案としてお出ししておりますので、そういった決裁行為なんかも全て包括した判断のもとで過去の議案として上程してきたつもりでございます。

ですから、この件に関しては、意思がおありである限りは速やかに目的を達せられるようにやっていくべきだというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 瑕疵については、職員、市長、副市長が減額ということになっておりますが、これも含めてということで今伺わせていただきましたが、この部分についてもということで確認をさせていただきますが、この部分についての決裁行為はなされ、市長、副市長ともども、皆さんが決裁印を押して、行きどまり道路であったという形態だけで押してしまった。堀市長に至っては、この基準が一目見てわかったという状態であれば、このときにわかれば、さらに行きどまり道路がいかにかそのときに不適切であったかということがいち早くわかっていたならというふうには私は考えておりますが、この都市計画内で起きたことですので、決裁は十分中を理解して押されたということで、それでもその中において間違ったという判断でよろしいでしょうか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 32条協議の申請に関しましては、市長までの決裁ということになっております。

ということで、そのときの判断が後で、そのときには29条と32条に関しましては、29条の開発行為に関しましては、都市開発課のほうへ申請のほうは出されます。そして、32条の協議に関しましては都市管理課のほうと、その部分に関して課の中で調整をするというもので、時期を同じくして、本田のほうが多分先だったと思うんですが、そのときの判断で、その上で出ていったものの、そこの表の表紙ではそのようなことが、通り抜けできるとかそういうことは一番頭の表紙では書いてございませんので、そこの中まで上のほうの方が見られるというのはちょっと聞いていただかないとわかりませんが、わかるような表紙の書き方はありませんので、お伺いという形のもので出しておりますので、そういうことでよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 今、副市長にも市長にもお伺いをしてもらわなければ、内容についてはわからないということでございましたので、副市長、市長については、この都市計画内における都市開発の32条協議における決裁印についてはどのように見させていただいて、判断をして決裁印を押したのか、確認をしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 32条協議については、管理引き継ぎということで当然移管されるものなんですね。

ですから、まとめて決裁が回っているのか、そこら辺もちょっと今の時点で記憶がございませんので、軽々にお答えはできかねますが、また調べて書類等を引っ張り出しましてお答えをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） この件におきましては、私、この業者の方に私のほうから、業者といたしますか、この登記等をやられました、開発のあれをやられました代理の方のほうに、開発許可は通ったのに本当にこんな基準を当てて申しわけなかったということで、ない基準を当てて申しわけなかったと私のほうからおわびも申し上げておきました。

そういう中で、きちっと登記が今持ち分ベースでされておると、私も確認をしてみなわかりません。されておるからなかなか出てこないと思っております。まあそういうふうです。

一応、業界の方には、私からも直接おわびのあれを早い段階で入れさせていただきましたことだけお伝えします。32条に私が決裁したかどうか、それについては今副市長が申し上げたとおりでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 業者の方に迷惑をかけたということでありますが、私も大きな瑕疵を生んでしまった、本当に業者、住民の方に、担保になってしまう前に本来なら道路認定を受けてあるべきである、安心して暮らせる道路であったほうがよかったのではないかなあと、こんなふうに思っておりますが、またさらに、この都市計画内においても受けなければならないところについて、本来行政としてきちっと調査をされて、どのようなふうであったのかも、さらに本来調査すべき案件ではなかったかあというふうに思っております。

もう1つ聞かせていただきますが、この資料2. 瑞穂市道認定に関する基準といったものに対して、昨年はこの道路認定にかかわって、26年2月7日における道路市道認定についてといったものに関して、今回の市道認定に関する基準について、前回26年2月7日で作られたものについてはどのように処理をされ、瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱、平成26年2月7日告示をされたものでございます。このことについては市長も、今までのものではだめだと。基準を統一して、職員が女性職員であろうが新人の職員であろうが、統一した基準を瑞穂市内市街化において調整区域、また農業の振興地域、また農振白地、どこで宅地開発がされても瑞穂市の統一基準、もうどこでやっても誰が説明してもいい統一基準をつくらないと、他の市町はそれができておりますから、その統一基準をつくるようにと指示をしたということで作られたのが26年の2月7日の基準でありました。

それが今回、この説明であります資料31の2に関しては、1年もたたずにこれが変更になったのでしょうか。26年2月7日で作られたものから、この26年12月25日に至るものに関しての、まずは2月7日以前のものといったほうがいいのでしょうか。この部分についてはどのようなになったのかお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 要綱のほうなんです、瑞穂市宅地開発事業の適正化に関する

指導要綱、瑞穂市告示第208号での中の附則、それから経過措置の3番で、瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱は廃止しております。

それで、今回出している31号議案と都市計画区域内のものは、この2月7日の要綱での該当のもので出しております。ただ、議決を得る議会がかかる3月3日からでございますので、その要綱、4つ要綱を12月25日で設けたわけなんです、今年の2月27日から周知期間を設けておりましたので、2月27日からこれが開始するということで今回の理由も3月3日に議会に提出ということでございます。2月27日以降の要綱分での提出をさせてもらっております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱で、今廃止になったと言われましたが、この廃止されたものの中でつくられたものは、都市計画内のものではないと言いましたかね、今。ないものをここで検討というか、この要綱の中で実施をされたということでしょうか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 31号に関しては、都市計画区域内のものばかりでございますので、開発許可の申請が出て対応しているものでございます。

今なっている32号のものは、この中でのものも含んでおります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） もう一度確認させていただきますが、それでは廃止をされた26年2月7日の民有地道路の寄附にかかわる取扱要綱で、これは同じ年の12月、ほとんど1年というふうには言ってもいいかと思うんですが、1年で廃止になってしまったといったことについては、奥田副市長もこの5月の委員会のときにおいても、2月7日に作成した瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱というものを、これは瑞穂市の告示第17号で26年2月7日に出した要綱ですが、これをさらにもう少し具体性とか、あるいは、先ほど申しました県の開発基準に準じる、あるいは道路の構造基準の中身ですかね。そういった県の宅地開発指導要綱というものがあるんですけども、そういったものを準じるということで参考資料として図面の添付とか、そういったことを考え、是正したいという思いでございますということで、早くからこれは変えなければならぬといったこと案件ではなかったかなあとと思いますが、古く出ていたものは寄附にかかわる取り扱い要綱はもう早くから問題点があり、今回の新しくは31の2で資料に出ている瑞穂市道認定に関する基準といったところで、それでやっとならぬ完璧というのか、よりよくなったということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） この3つの要綱と、それから道路市道の認定に関する要綱の4つで、この道路法の形での8条についての市道の認定に関する基準になるために、その宅地の開発のものが3つの要綱で一応は精査できると思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 取扱要綱は廃止になった。新しく瑞穂市道認定に関する基準といったところで、今ここに来てよりよい認定ができた。当初から市長が言っていた、誰でもがわかるような認定基準ができたのではないかということで考えをさせていただきますが、先ほど奥田副市長が少し手を挙げられましたので、何かその部分についてお考えをお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 都市整備部長が答えたのと同じことになりませけれども、庄田議員御指摘のように、今までなかったものが確かに要綱という形でできたことによって、それが告示行為によって一般に知らしめる行為はなしたんですが、他市等のそういった資料等を照らし合わせますと、いかにも貧弱であるということで、これではちょっと恥ずかしいなという思いを持っておったところでございます。

それを産建の委員会のお話をしたところが、つくっておいて、またすぐ直すのかという御指摘も受けたわけでございますが、やはり市民あるいは業者の方がわかりやすいということが大前提でございますので、そのつくった要綱がやはり十分でないということが行政内部でもわかるのであれば、速やかに正しい形にすべきだということで、今、宅地開発事業に関する事前協議の手続が変わりますと、こういったホームページに載せまして窓口でも配付しております。一式そろっておりますし、これを見ていただければ業者の方も納得していただけますし、チェックリスト、それからフローチャートもついておりますし、なおかつ、この様式等もつけてございますので、こういった微に入り細をうがつとは言えないにしても、従前の要綱と比べれば格段の前進をしたということで、災い転じて福となすという効果が出たのではないかなあというふうに思っておるわけでございまして、ここにこぎつけたということが一つの成果だというふうな認識を持っておるところでございますので、御理解をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 基準がしっかりするもの、皆さんが理解できるもの、これらについては本当にそのとおりだと私も思っております。

まさしく公平・公正の中においてやられるべき、また当初できたものが貧弱であったという言葉は、私としては大変寂しい思いでございます。そんな貧弱なもので、ひょっとすると振り

回されたのかと、そのようなことでどういうふうだったんだというようなことがまさしくもしあったとしたら、前回つくられたもので、これが寄附採納が受けたものがあるのであれば、それはどういうことだったんだと。貧弱なもので、やはりそれで寄附採納を受けてしまったのかというようなことまでは、私としては納得ができないというふうに考えます。

なので、今回の道路認定に関する基準についてはよりよいものができたということで理解をさせていただき、また今後、さらにまだまだこのような物件があるようでございます。道路認定が窓口業務の中で断られた、32条協議の中で認定がされていないということもまだ聞いておりますので、もしそのような案件が業者から意思として認定してほしいよ、もしくは相談に乗ってほしいよ、これはどういうことだということであれば、それはどのような対応をしていくのかお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） ライン的には市街化の中、旧の時代のときの開発行為に関しては変わりませんので、その中の帰属の32条協議でもらっている中の物件もあるというようなことをちょっと聞いております。

32条協議では、町のほうで管理をするということなんです、その当時のときには瑕疵担保とか、そういうのをつけてなく、開発の行為だけで、区画だけの割った状態のときで29条、32条というのが出てきますので、その後に帰属はその時点で、県の告示の次の日が登記原因の帰属日という形になるわけなんです、その時点でもう所有権も、その当時でいきますと町なりにしてしまうと、その家を建てるのに重機とか、そういうのが入られて、側溝とか舗装してある道路がもし穴があいたりとか、そういうようなことが想定され、家並みが建った状態ということでの管理引き継ぎ書というものが32条協議後に出てくるものが出されてなかったとか、またその市長になられる以前の32条協議で、そのときにはいただきませんというようなものに関しましては、過去の部分までは32条協議でいただいているいろいろな理由のものが協議した内容で管理引き継ぎがされていないものに関しましては、ラインですね、先ほどの2月7日に対象にならない過去のもは、都市計画区域内でのものに関しましては、その協議をしておるものでいきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） そのような古いものまであるとは、私は存じておりませんが、割とこの近々の中で道路認定の中において、17、18年度、職員がパソコンの中でといったような後の中においても、その中においても32条協議の中で断られたという物件がもしあったとしたらということでございます。

あったとしたら、これは協議として、その業者、突き当たり道路ではないのでここは曲げな

くちやいけないというふうに曲げられたとしていたら、本来それは間違っただ判断をされていた。道路認定をしなければならないところをしなければならないで済んでしまって、今も現在、市道認定になっていない部分があったとしたら、そこには大きな瑕疵があると言われたので、補償もしくは誠意を持って対応しなければならないのではないですかということを確認させていただいておるものでございますので、もしそれがあったとしたら、業者や市民の、これは本当に今年住んでいる人たちが、自分の目の前のところが何もなっていないといったところの、本来市道としてならなければならないことについては、副市長や市長はどのように、今後、その瑕疵として行われたことについて、もし出てきたとしたら、業者や市民の方にどのような対応をしていくのかということだけ確認していきたいということでございます。

○議長（若園五朗君） 副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今回の事案をもとに、都市計画区域外については過去7件あった。そして、都市計画内については管理引き継ぎ、あるいはいろいろ書類等を調べたんですが、一応の調査はしたというふうに思っておりますが、万が一漏らしておったような事案が出てくれば、今おっしゃられたように誠意を持って対応していくというのが行政のあり方だというふうに思っておりますので、そのように適切な対応をしていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 私も、大きな瑕疵を生んでしまった部分がもしあったとしたら、道路認定であるべきものが、自分の土地として自分が管理しなければならないといった現実になっていたとしたら、それは適切に補償をしていただくものではないかなあと思っております。

なので、これからはしっかりと、ひょっとするときちんと対応をして、市民の安全・安心の中において、安心できる暮らしとして、これはこの瑕疵、今まで内規そのものが不安定であったといったところから業者にも迷惑かけた部分であると思っておりますので、適切な対応にてこれはお願いをしていきたい。これからこのように、資料の31のようにそれぞれの、誰でもがわかるような、これからは適切な道路認定ができるようにしていただきたいと思います。お願いをしまして、また業者において、市民においても誠意ある対応をお願いしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上、終わります。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（若園五朗君） 日程第30、議案第33号市道路線の認定について（その3）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

私も平成7年からずうっと議員をやっております、道路認定が1、2、3と分かれたのは初めての議案なんです。道路認定は一括でやられた。先ほど休憩して、ちょっと外を見ておりましたら、昨年のことを思い出しました。

実は昨年の中学校の卒業式、昼から全協があったでしょう。全協であって、道路認定を分筆してほしいという記憶を思い出しました。分けて、本会議場に入って混乱しました。そして、再度混乱して、提出したものをまた差し戻したという経験があります。そのときに私たちは、1、分けてほしいと。要はそういうものも参考にされて1、2、3とやられたのか、そしてこの分ける案について、弘岡部長1人でやられるのか、部長会できちっとして決められてやられたのか。そのやられたことをちょっと報告してください。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 小川議員の御質問にお答えいたします。

分けた理由でございますが、資料31の2にあるように、市道にするもので、その中の1、2、3と括弧書きで書いてある号の中での部分で分けさせて、道路法の8条に関しましては、認定に関してはわかりませんが、私どものほうのこの基準によりまして、このほうがわかりやすいのではないかとということで判断させていただいたものでございます。

部長会で諮ったのかというようなことでございますが、部長会の政策部会としてはそのようなことは諮ってないと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 今、部長の最後の答弁、ちょっとわからんですが、私は1、2、3、分けた理由は知っておるんですよ、内容は。要は、都市整備でやられたのか、企画部長も入れて、総務部長も入れて、副市長も入れてやられたのかということを知っておるんですよ。内容はよく知っていますよ、1、2、3のは。これは我々が1年前に、これは分けてやったほうがいいんじゃないかというふうで、議場の中でやって混乱して、要はあのときに6時半か7時までかかったんですよ。そのことも思い出にありますのでちょっとお聞きしたい。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） この分けるに当たりまして、議会の議決行為でございますので、都市管理課のほうから決裁行為で、このような形で分けるということで決裁をとらせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 何かちょっとわからんですな。副市長、多分副市長も相談を受けたと思いますが、ちょっと答弁してください。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今、都市整備部長がお答えをさせていただきましたように、議案をどのような形で上げるか、それぞれ各課のほうで議案書をつくって決裁で回していきます。

その中で、今までの根拠法令は道路法の第8条第2項によって道路の路線を認定するものですが、それぞれにやはり違いがあるわけですね。その違いを明確にしたほうがいいんじゃないかということで、他市の例も調べてもらいました。

そうしましたところ、多治見市と記憶しておりますが、1本1本やってみえるところもある。あとは1本でやってみえるところがあるということでございましたんですが、うちの場合、過去の経緯も踏まえまして、やはり説明をするのに、この寄附を受けるとか、あるいは管理を引き継ぐとか、それから次の案件でございますが、これからやっていこうという、ちょっとニュアンスが違いますので、それを明確にしましょうよということにさせていただきました。

本来、定例会ごとにこうした案件を上げるのが正しいものだというふうに思うんですけども、今回、たまさか資料等が百条委員会のほうで行っておって、今回まとめて上げることはなくなったんですが、これからは定例会があるたびごとにこの案件に沿って、いわゆる資料31の2のそれぞれの2号、3号、4号に該当するものがあれば、定例会ごとに上程していこうじゃないかということをお話し合ったところでございまして、このことに関して市長とも相談をしたところ、やはり違いを明確にできるのであれば、そのほうがより説明責任を果たせるんじゃないかということで、3件の案件として上げることにさせていただきましたので、御理解をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 今副市長が言われたように、できればこれからでも1の6までいったっていいですよ。なるべく分けて、きちっとしたみんなの納得できるような道路認定をしていかなくては私はいかんと思うんです。

早速あすは産業建設委員会でございますので、できれば現場を見て、きちっと委員の皆さんに説明をして、そこで了解をいただいたほうが私はいいいと思いますので、今後よろしくお願

します。終わり。

○議長（若園五郎君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第3号から議案第16号まで及び議案第18号から議案第33号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してございます議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（若園五郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時41分

